

仙台市消防局

消防概況

令和
7 年版



目次

01 仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢、気象、人口	1
仙台市消防局・消防署所等の配置	3
組織及び主な事務分掌	4
消防署所別面積、人口及び世帯数	5
消防局及び消防署所等の所在地一覧	6

02 業務概要

消 防 予 算	7
令和7年度当初予算の概要	7
主な事務事業の概要	8
過去5年間の歳出決算額	8
消 防 職 員	9
職員の配置状況	9
職員研修の状況	10
広 報	11
主な広報活動	11
マスコットキャラクター	11
消防音楽隊	12
消防音楽隊の活動	12
警 防	14
警防業務の実施体制	14
消防隊の出場状況	14
消防隊の訓練実施状況	15
緊急消防援助隊	15
救 助	16
救助業務の実施体制	16
事故種別救助隊出場件数及び活動の状況	16
救助隊の訓練実施状況	17
国際消防救助隊（I R T）	17
航 空 消 防	18
航空消防業務の実施体制	18
消防ヘリコプターの災害種別出場状況	18
航空消防活動訓練の実施	19
救 急	20
救急業務の実施体制	20
救急出場件数及び搬送人員の状況	21
事故種別傷病程度別搬送人員	21

救急隊員に対する教育訓練	22
メディカルコントロール体制	22
市民に対する応急手当の普及啓発	23
仙台市救急ステーション	23
仙台市中央救急出張所	23
デイトタイム救急隊の運用	24
PA連携（消防ポンプ車（Pumper）と 救急車（Ambulance）の連携）運用	24
応急手当協力事業所表示制度 （杜の都ハートエイド）	24
指 令	25
総合消防情報システム	25
通信設備	26
有線系統図	27
無線系統図	28
映像伝送システム系統図	29
火 災 予 防	30
住宅防火対策等の推進	30
防火防災意識の普及啓発	30
火 災 調 査	32
出火の状況及び火災による損害額	32
主な出火原因	33
火災種別出火件数	33
消防署別火災発生状況	33
防火管理・消防用設備等の規制	34
防火対象物の実態	34
立入検査	35
防火管理者	36
統括防火・防災管理者	36
防火対象物定期点検報告制度	38
ホテル・旅館等に係る表示制度	39
防 災 管 理	40
防災管理の状況	40
防火管理講習等	41
防火管理及び防災管理に関する講習	41
自衛消防業務に関する講習	41

消 防 同 意	42
消防同意の状況	42
危険物規制	44
危険物施設	44
石油コンビナート等特別防災区域の現況	44
火薬類取締	45
火薬類施設	45
立入検査	45
高圧ガス規制	46
高圧ガス事業所	46
立入検査	46
民間防火組織等の活動	47
家庭を中心とした自主防災活動	47
少年・少女を中心とした自主防災活動	47
消 防 団	48
消防団の組織	48
消防団員の定員・現員	48
消防団員の活動	49
危機管理・防災	50
防災計画	51
危機対応組織	51
防災行政用無線	52
コミュニティ防災センター及び	
簡易型防災資機材倉庫の整備	53
避難所・避難場所の整備	53
災害救助物資の備蓄	55
津波避難施設の整備	55
水防計画の作成	55
地域の自主防災活動	56
仙台市地域防災リーダー	56
消防相互応援協定等	57
消防相互応援協定等の締結状況	57

| 03 | 統計資料

沿 革	62
消防力の推移	71
消 防 職 員	72
階級別・年齢別消防職員数	72
職員勤続年数構成表	73
職員の公務災害発生状況	74
職員の表彰	74
職員の資格取得状況	74

保有車両の配置状況	75
消防水利の状況	77
資機材の状況	78
泡消火薬剤の備蓄状況	78
林野火災資機材の配置状況	79
消防資機材の配置状況	81
水防資器材の配置状況	85
火災の発生状況	87
四季別出火件数	87
月別出火件数	87
曜日別出火件数	87
署所別火災件数	88
建物火災火元用途別出火件数	89
住宅火災の出火箇所別件数	89
中高層建築物の出火階数別出火件数	90
覚知方法別出火件数	90
初期消火器具等の使用状況	90
出 火 原 因	91
放火火災の種別出火件数・損害状況	91
建物火災の用途別・出火原因別件数	91
車両火災の出火原因別件数	92
その他の火災の出火原因別件数	92
火災防衛活動状況	92
月別活動状況	92
放水火災の平均活動状況	92
救助活動の状況	93
各区・地区別活動状況	93
事故種別出場人員・活動人員	93
気象警報等及び非常配備の発令状況	94
月別気象警報等発表状況	94
月別津波警報等発表状況	94
月別非常配備発令状況	94
消防ヘリコプター及び離着陸場等の概要	95
消防ヘリコプターの諸元	95
主な装備	95
ヘリコプター離着陸場一覧	95
飛行場外離着陸場適地一覧表	96
災害種別出場状況	97
昭和 23 年以降の火災の状況	98
昭和 23 年以降の火災件数及び損害状況	98
昭和 23 年以降の原因別火災発生状況	99
救急隊数の推移	100

救急医療体制	100	高圧ガス法関係申請・届出状況	114
初期救急医療機関	100	液石ガス法関係申請・届出状況	115
二次救急医療機関	100	ガス事業法届出状況	115
三次救急医療機関	100	避難所・避難場所の概要	116
救急告示医療機関数	100	各区の指定避難所一覧	116
救急活動状況	101	コミュニティ防災センター等の概要	121
事故種別出場件数及び搬送人員	101	コミュニティ防災センター及び簡易型防災	
行政区別出場件数及び搬送人員	101	資機材倉庫の所在・施設概要一覧	121
曜日別事故種別出場件数	101	消 防 団	127
時間帯別事故種別出場件数	102	年令及び階級別消防団員数	127
年令区分別事故種別搬送人員	102	消防団員の表彰	128
発生場所別搬送人員	102	消防団員の入退団状況	129
居住地別事故種別搬送人員	102	消防団員の勤続年数	129
医療機関別搬送人員	103	消防団員報酬額	129
東北自動車道における救急応援実施状況	103	消防分団別人員及び装備等の配置状況	130
救急隊別活動状況	103	東日本大震災への対応状況	132
現場到着所要時間別事故種別出場件数	104		
病院収容所要時間別事故種別搬送人員	104		
現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移	104		
搬送者に対する応急処置実施状況	105		
全救急隊員による応急処置実施状況	105		
全救急隊員による拡大応急処置実施状況	105		
救急救命士による救急救命処置実施状況	105		
発足(昭和 36 年)以降の救急発生状況	106		
指令業務の状況	107		
119 番等受付状況	107		
政令防火対象物の状況	108		
中高層建築物の状況	108		
消防用設備等設置状況	109		
予防関係事務処理状況	110		
各種届出等事務処理状況	110		
消防用設備等着工届出等処理状況	110		
危険物施設の状況	111		
危険物保安監督者選任状況	111		
予防規程認可状況	111		
危険物関係事務処理状況	112		
危険物関係申請・届出状況	112		
火薬類取締法関係事務処理状況	113		
火薬類取締法関係申請・届出状況	113		
公安委員会通報・意見聴取状況	113		
高圧ガス・液石ガス法関係事務処理状況	114		

仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢，気象，人口

(1) 地 勢

仙台市は明治 22 年の市制施行以来，7 回にわたって周辺市町村を編入し，現在の面積は 786.35 km²で，政令指定都市の中では浜松市・静岡市・札幌市・広島市・京都市・岡山市に次いで第 7 位の広さとなっています。

位置は宮城県のほぼ中央にあり，東は太平洋に面し，北は東から西に沿って，七ヶ浜町，多賀城市，利府町，富谷市，大和町，色麻町の各市町に境し，西は山形県に接し，南は東から西に向かって，名取市，村田町，川崎町に隣接しています。

市域の北端から西端にかけては，東北の脊梁と言われる奥羽山脈が走り，市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高 1,500m）をはじめ，標高 1,000m 級の山並が連なっています。その東には広い丘陵地が続き，その間を，七北田川，広瀬川，名取川が東流して太平洋に注ぎ，これら 3 河川の堆積によって形成された平野が，丘陵地の東側に広がっています。中流域には河岸台地や段丘が発達し，これらと丘陵地の一部は主として市街地，西部の山地と丘陵地は山林，東部の低地は主に農耕地となっています。

方 位	経 ・ 緯 度	地 名	距 離
東 端	141° 2′ 48″	宮城野区蒲生	東西 50.579 km
西 端	140° 28′ 10″	太白区秋保町馬場	
南 端	38° 10′ 26″	若林区井土	南北 31.204 km
北 端	38° 27′ 18″	青葉区大倉	

(2) 気 象

太平洋に面した海洋性気候のために寒暖の差が少なく，また，冬に奥羽山脈を越して吹き付ける北西の風が乾いているために積雪が少ないのが特徴です。平年値（統計期間：平成 3 年～令和 2 年）で見ると，平均気温 12.8℃，平均湿度 71%，平均風速 3.2m/s となっています。年間降水量は 1276.7 mm で，5 月から 10 月までの半年間で年間の約 7 割を占めています。また，観測開始以降の気温の極値は，最高が 37.3℃（平成 30 年 8 月 1 日観測），最低が -11.7℃（昭和 20 年 1 月 26 日観測）となっています。

令和 6 年の年間平均気温は 14.9℃で，年間降水量は 1027.5 mm でした。

(3) 総 人 口

仙台市は，明治 22 年の市制施行以来，周辺市町村を編入しながら，戦時中などの一時的な減少を除けば，ほぼ一貫して人口（住民基本台帳人口）を増加させてきました。とりわけ，東北の中核都市として確固たる地位を占めるに至った昭和 40 年代には著しい増加を示し，その後も着実に増加を続けていましたが，新型コロナウイルスの感染症の流行などにより国内外からの転入者が減ったことで，令和 3 年には政令指定都市に移行して初めて減少に転じ，その後令和 4 年に増加に転じましたが，令和 5 年からは再び減少しています。自然増減と社会増減に分けて分析すると，おおむね平成初期から減少基調であった自然増減は，平成 29 年に自然減に転じており，社会増減については，平成 23 年の東日本大震災を契機に大きく増加し，その後は増加基調が継続しています。

令和 2 年国勢調査における人口は 1,096,704 人で，前回調査（平成 27 年）と比較して 14,545 人，率にして 1.3% の増となっています。なお，令和 6 年 10 月 1 日における推計人口は，1,096,168 人となっています。

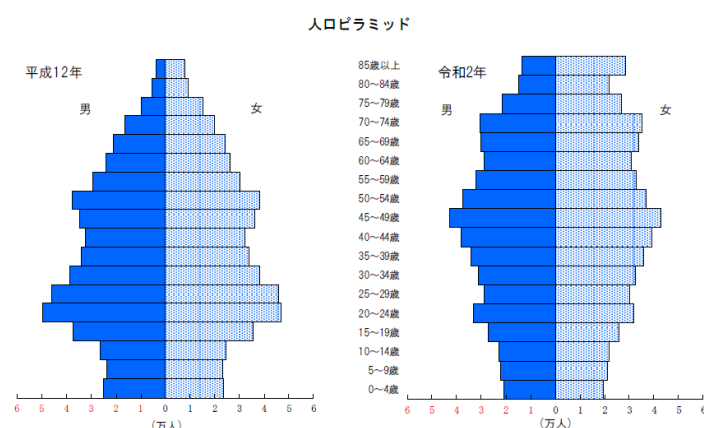
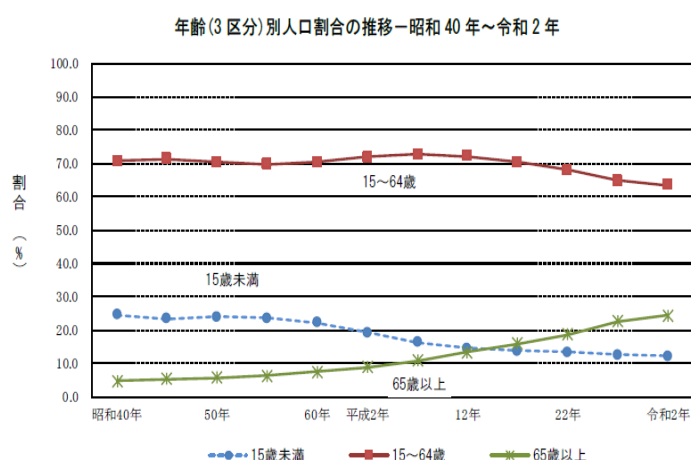
(4) 年齢構造

人口年齢構造を、年齢（5歳階級）別の人口ピラミッド（令和2年10月1日現在、国勢調査結果による）でみると、全体的に張り出しが少なく、年齢層の間で人口の差が小さい、「つぼ型」に近い形を示しています。

また、20年前の平成12年の人口ピラミッドとの比較によって年齢構造の変化を見ると、ピラミッドの頂点がより平たくなり、14歳以下人口も少なく、近年における超高齢社会を反映した傾向を見せています。

つぎに、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は128,665人、15～64歳の生産年齢人口は673,081人、65歳以上の老年人口は257,223人で、総人口に占める割合はそれぞれ12.2%、63.6%、24.3%となっています。前回調査に対する増減率をみると、年少人口は0.3%の減少、生産年齢人口は1.4%の減少となった一方、老年人口は1.7%の増加となっています。（※）

※ 数字の単位未満については、四捨五入、あるいは切り捨てている箇所があり、また、不詳の数を含むため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。割合は分母から不詳を除いて算出しています



（出典：仙台市まちづくり政策局資料「統計時報2022.2」）

(5) 世帯

令和2年国勢調査における世帯数は525,455世帯で、前回調査と比較して26,502世帯、率にして5.3%増加しています。

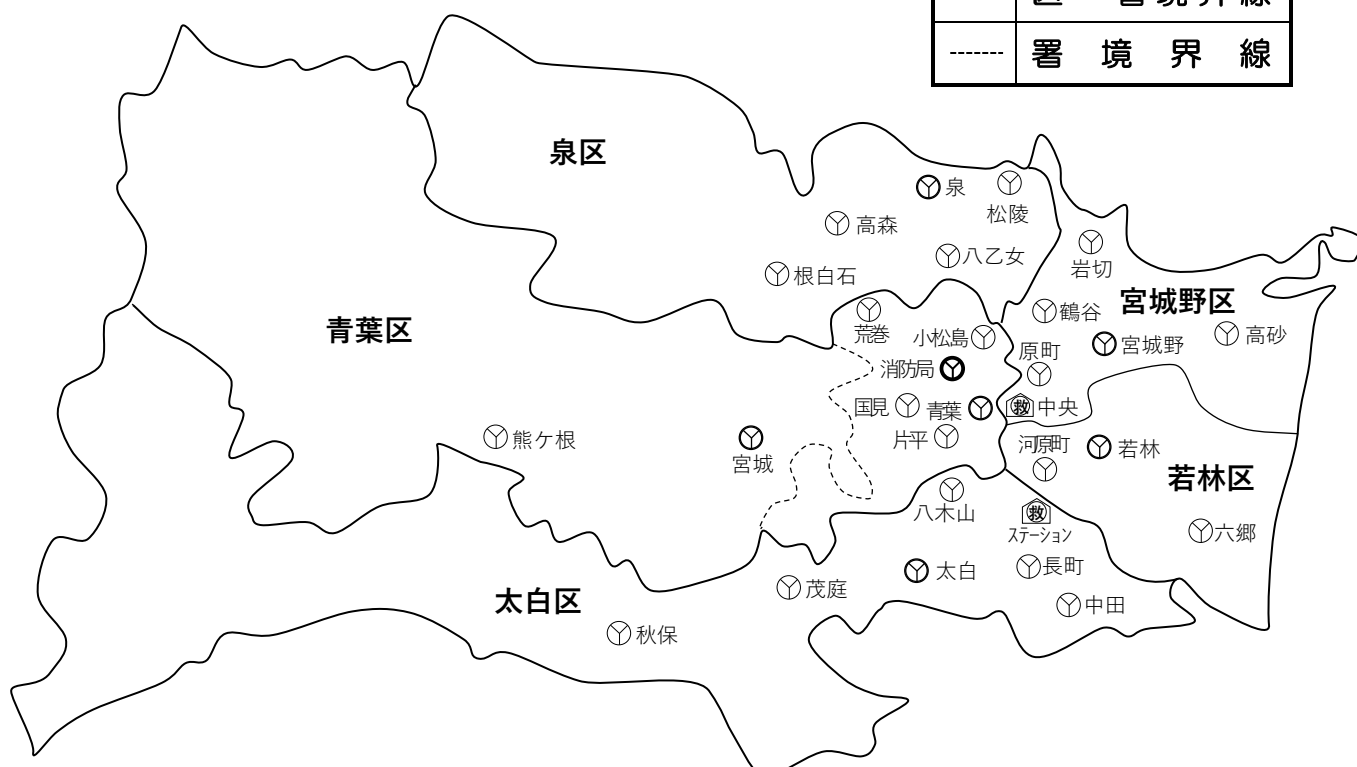
また、1世帯当たりの世帯人員は2.04人で、単身者世帯の増加などによって、年々世帯規模の縮小が進んでいます。

仙台市消防局・消防署所等の配置

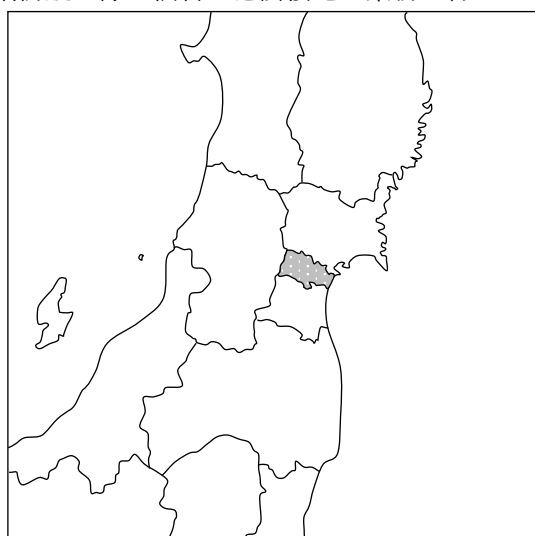
図－1 仙台市消防局・消防署所等の配置

(令和7年4月1日現在)

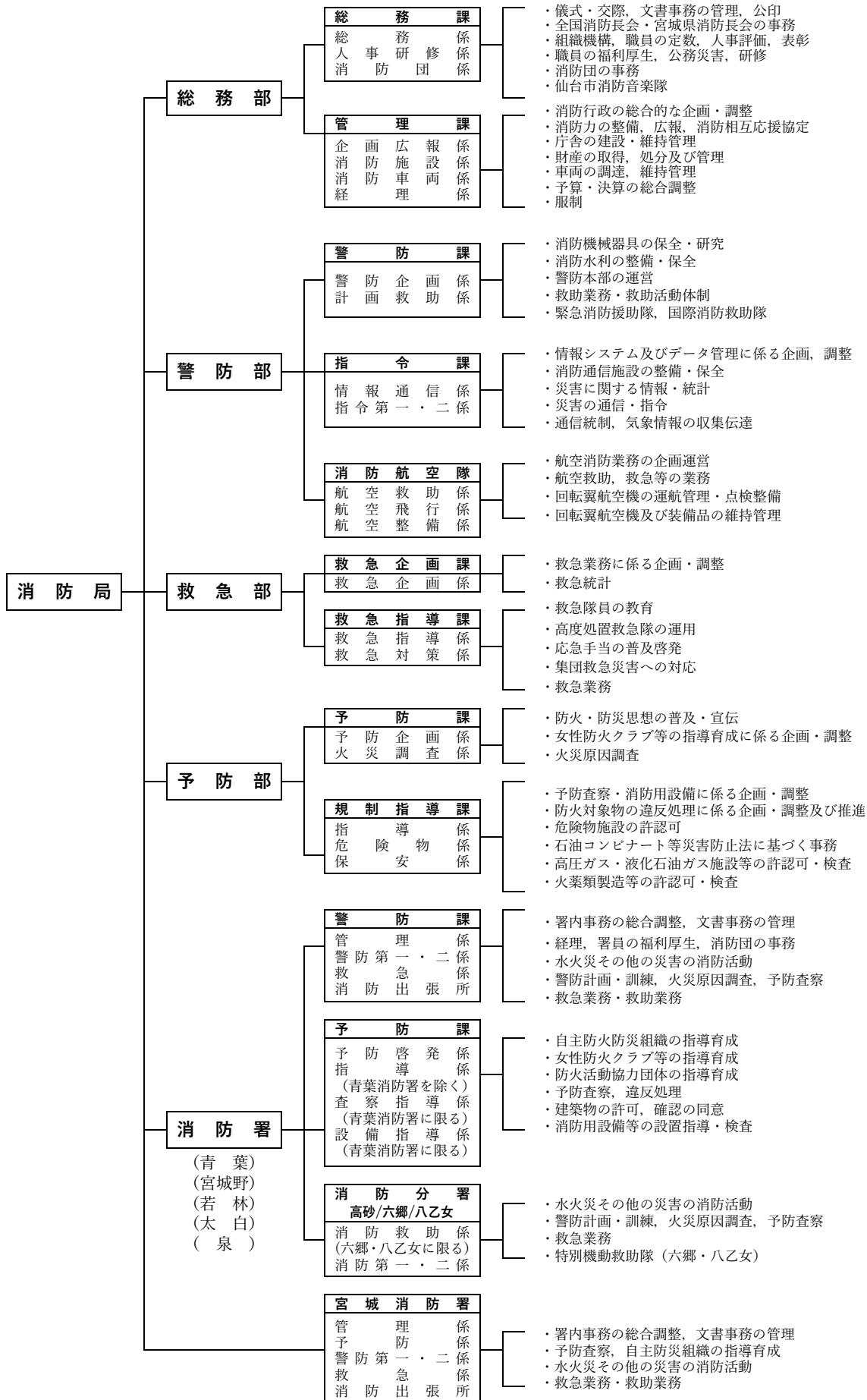
	消 防 局	1
	消 防 署	6
	分 署	3
	出 張 所	17
	救急ステーション	
	中央救急出張所	
—	区・署境界線	
----	署 境 界 線	



※ 消防航空隊は仙台空港隣接地で業務を行っています



組織及び主な事務分掌



図－２ 組織及び主な事務分掌

(令和７年４月１日現在)

消防署所別面積，人口及び世帯数

表－１ 消防署所別面積，人口及び世帯数

(令和7年4月1日現在)

区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人／km ²)
青葉消防署合計	40	221,212	128,642	5,530
本 署	4	45,593	27,453	11,398
国 見	8	41,880	24,719	5,235
片 平	14	33,098	20,766	2,364
小 松 島	6	47,292	27,782	7,882
荒 巻	8	53,349	27,922	6,669
宮城野消防署合計	58	186,847	99,080	3,222
本 署	8	32,567	17,870	4,071
高 砂	28	50,241	25,590	1,794
岩 切	12	24,206	11,259	2,017
鶴 谷	6	41,827	21,676	6,971
原 町	4	38,006	22,685	9,502
若林消防署合計	51	137,822	72,085	2,702
本 署	25	70,008	35,537	2,800
六 郷	21	26,365	11,883	1,255
河 原 町	5	41,449	24,665	8,290
太白消防署合計	228	234,136	116,174	1,027
本 署	16	68,710	33,330	4,294
長 町	9	64,593	32,236	7,177
中 田	11	57,733	27,209	5,248
八 木 山	7	26,322	15,053	3,760
秋 保	144	3,766	1,916	26
茂 庭	41	13,012	6,430	317
泉 消 防 署 合 計	147	206,690	99,908	1,406
本 署	13	56,023	28,428	4,309
八 乙 女	14	64,773	32,756	4,627
松 陵	7	26,367	12,843	3,767
高 森	14	26,542	11,596	1,896
根 白 石	99	32,985	14,285	333
宮城消防署合計	262	73,301	33,100	280
本 署	76	69,891	31,320	920
熊 ケ 根	186	3,410	1,780	18
消 防 局 合 計	786	1,060,008	548,989	1,349

※ 署所面積は概数であり，小数点以下を省略したため市域面積と一致しない
人口及び世帯数は令和7年4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値

消防局及び消防署所等の所在地一覧

表－２ 消防局及び消防署所等の所在地一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		所 在 地	構 造	建築 年	面積（㎡）						
					敷 地	延 べ					
消 防 局		青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号	SRC,RC 造 8/1	S56	3,545.65	8,836.71					
青 葉	本 署										
	国 見						青葉区国見三丁目 11 番 19 号	RC 造一部 S 造 2/0	H 8	1,336.59	788.14
	片 平						青葉区片平一丁目 5 番 13 号	RC 造一部 S 造 2/0	S63	1,086.18	851.40
	小 松 島						青葉区小松島四丁目 7 番 1 号	RC 造 2/0	S55	4,066.77	466.64
	荒 巻	青葉区川平三丁目 3 番 48 号	RC 造一部 S 造 2/0	H22	1,571.04	599.94					
宮 城 野	本 署	宮城野区苦竹三丁目 6 番 1 号	RC 造一部 S 造 3/0	S58	5,086.74	3,078.98					
	高 砂	宮城野区高砂一丁目 30 番地の 15	RC 造一部 S 造 2/0	H11	3,068.11	1,574.03					
	岩 切	宮城野区岩切字三所南 1 番地の 4	S 造 2/0	H27	1,465.07	752.28					
	鶴 谷	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 19 番地の 6	RC 造 2/0	H20	1,422.51	796.11					
	原 町	宮城野区原町一丁目 3 番 54 号	RC 造一部 S 造 3/0	H 6	898.00	743.71					
若 林	本 署	若林区遠見塚二丁目 25 番 20 号	RC 造 4/0	H 4	2,929.22	3,066.58					
	六 郷	若林区今泉字久保田東 32 番地の 65	S 造 4/0	H29	2,999.78	1,976.51					
	河 原 町	若林区河原町一丁目 2 番 1 号	S 造 3/0	H21	881.48	1,246.56					
太 白	本 署	太白区山田北前町 15 番 1 号	RC 造一部 S 造 4/0	H 1	4,155.42	2,845.75					
	長 町	太白区大野田五丁目 5 番地の 1	RC 造一部 S 造 2/0	H14	1,499.00	992.94					
	中 田	太白区中田四丁目 14 番 5 号	RC 造 2/0	H 7	1,316.83	796.74					
	八 木 山	太白区八木山香澄町 25 番 20 号	RC 造 2/0	H25	1,459.65	749.91					
	秋 保	太白区秋保町湯向 29 番地の 7	RC 造 2/0	H 5	2,573.60	559.38					
	茂 庭	太白区茂庭台四丁目 1 番 34 号	RC 造一部 S 造 2/0	H 6	1,011.01	486.07					
泉	本 署	泉区将監四丁目 4 番 1 号	RC 造一部 S 造 4/0	H12	12,018.31	3,949.17					
	八 乙 女	泉区八乙女中央三丁目 7 番 60 号	RC 造 2/0	H22	1,539.02	1,430.46					
	松 陵	泉区松陵五丁目 20 番地の 3	RC 造一部 S 造 1/0	H 3	1,400.81	400.30					
	高 森	泉区高森四丁目 2 番地の 616	RC 造一部 S 造 2/0	H 5	2,335.30	513.98					
	根 白 石	泉区小角字館前 12 番地の 1	RC 造一部 S 造 2/0	H17	1,353.05	765.35					
宮 城	本 署	青葉区落合二丁目 15 番 1 号	RC 造 3/0	H 9	3,495.88	2,159.70					
	熊 ケ 根	青葉区熊ヶ根字町一番の五 1 番地の 7	RC 造一部 S 造 2/0	H 4	1,500.00	520.57					
救急ステーション		太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号	RC 造 2/0	H26	653.66	754.40					
中央救急出張所		宮城野区名掛丁 207 番地	S 造 1/0	R 2	881.53	568.84					
消防航空センター		岩沼市空港西一丁目 7 番地	S 造 3/0	H30	4,299.65	2,258.73					

表－２－２ 災害対応自家用給油取扱所の所在地一覧

区 分	所在地	設置年	地下タンク構造	タンク容量 (ℓ)	
				ガソリン	軽油
宮城野本署	宮城野区苦竹三丁目 6 番 1 号	H28	鉄製強化プラスチック製二重殻タンク	30,000	18,000
泉 本 署	泉区将監四丁目 4 番 1 号	H28	鉄製強化プラスチック製二重殻タンク	30,000	18,000

業
務
概
要

消 防 予 算

(1) 令和 7 年度当初予算の概要

消防局の令和 7 年度当初予算額は 190 億 3,261 万円で、仙台市一般会計予算 6,756 億 7,500 万円に占める割合は 2.8%となっています。

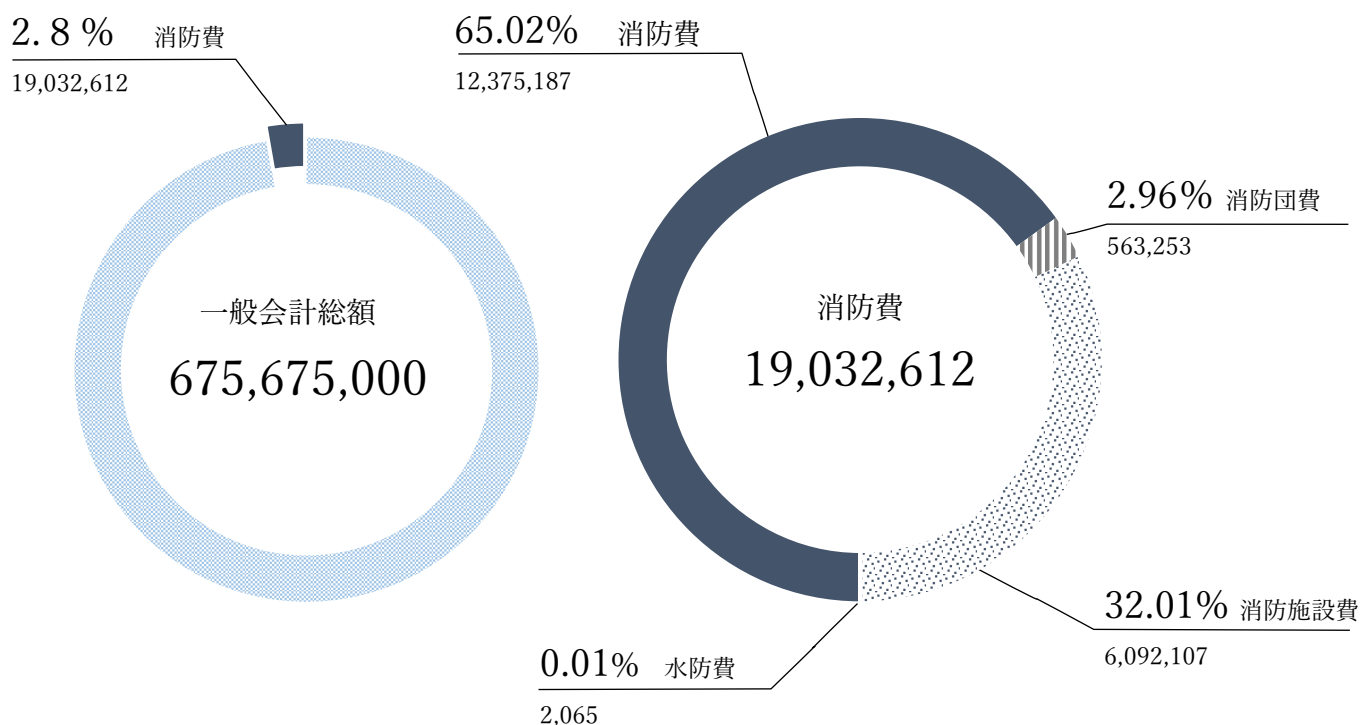
消防費の科目別内訳は、人件費、庁舎維持管理費等の消防費として 123 億 7,518 万円、団員報酬等、退職報償金、消防団施設等整備費の消防団費として 5 億 6,325 万円、消防車両整備費、庁舎施設・設備整備費、総合消防情報システム更新整備費等の消防施設費として 60 億 9,210 万円、水防用資機材整備費の水防費として 206 万円です。

また、消防費の性質別内訳は、人件費 112 億 8,661 万円、事業費 77 億 4,599 万円となっています。

表－ 3 年度当初予算の比較

区 分		6 年度当初予算 (千円)	7 年度当初予算 (千円)	対前年度比	
				金額 (千円)	増減率 (%)
予算総額(企業会計を除く)		966,048,400	1,006,596,260	40,547,860	4.2
一 般 会 計 総 額		648,053,000	675,675,000	27,622,000	4.3
消 防 費		16,883,223	19,032,612	2,149,389	12.7
(対一般会計構成比)		2.6%	2.8%		
内 訳	消 防 費	12,521,592	12,375,187	△146,405	△1.2
	消 防 団 費	541,397	563,253	21,856	4.0
	消 防 施 設 費	3,818,070	6,092,107	2,274,037	59.6
	水 防 費	2,164	2,065	△99	△4.6

【令和 7 年度当初予算 (単位：千円)】



(2) 主な事務事業の概要

令和7年度は、消防局運営の基本方針に掲げる下記5分野の各種事業について総合的に取り組みます。

表－4 主な事務事業の概要

分 野	概 要	事業費 (千円)
業務執行体制の充実	・効果的・効率的な事業の推進 ・働きやすい職場環境の醸成 ・コンプライアンスの推進 ・業務継続体制の確保 ・広報機能の充実 ・車両事故防止対策の推進	11,487
消防活動体制の充実	・総合的な消防力の整備 ・消防活動体制の高度化 ・安定的かつ円滑な通信・指令業務の推進 ・航空消防活動体制の充実強化 ・消防団の充実強化	6,656,770
救急体制の充実	・総合的救急需要対策 ・市民による応急救護技術の向上 ・医師等による救急現場活動体制の充実	272,889
火災予防対策等の推進	・住宅防火対策等の推進と防火防災意識の普及啓発 ・火災調査能力の向上と類似火災の防止 ・防火対象物等の防火安全対策・危険物施設等の事故防止対策の推進	84,634
大規模災害等への対応	・大規模自然災害等各種災害対策の推進 ・緊急消防援助隊活動体制の充実強化	356,508

(3) 過去5年間の歳出決算額

表－5 歳出決算額（一般会計との比較）

年 度 別	一 般 会 計 (千円)	消 防 費 (千円)	対一般会計構成比 (%)
令和元年度	524,022,251	14,040,716	2.7
2年度	653,994,120	13,652,440	2.1
3年度	629,801,462	13,244,295	2.1
4年度	585,293,412	13,727,650	2.3
5年度	586,240,694	14,178,010	2.4

消 防 職 員

(1) 職員の配置状況

令和 7 年 4 月 1 日現在の消防職員数は、1,140 人（消防学校入校中及び派遣等の職員 44 人を含む）であり、配置状況は、消防局に 228 人、消防署に 912 人となっています。

勤務形態別配置状況は、交代制勤務者（警防部指令課、警防部消防航空隊及び救急部救急指導課並びに消防署警防課及び消防分署）が 856 人、毎日勤務者が 284 人となっています。

表－6 職員の配置状況

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	計	消防局	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
消 防 司 監	1	1						
消 防 正 監	5	4	1					
消 防 監	10	4	1	1	1	1	1	1
消防司令長	72	23	10	10	6	9	8	6
消 防 司 令	123	48	11	14	15	11	17	7
消防司令補	338	77	53	46	40	49	50	23
消 防 士 長	303	31	57	50	44	55	42	24
消 防 士	281	33	54	48	33	50	40	23
その他の職員	7	7						
小 計	1,140	228	187	169	139	175	158	84
短時間再任用職員	17	5	3	2	1	1	2	3
合 計	1,157	233	190	171	140	176	160	87

(2) 職員研修の状況

消防職員の学校教育機関として、消防大学校（国）、消防学校（県）があります。

令和６年度は、消防大学校に９人、消防学校に８８人の計９７人の職員をそれぞれの教育目的に応じた研修科目に派遣し、知識・技術の向上を図りました。

表－７ 職員研修の状況

（令和６年度）

区分		研 修 種 別	対象者・資格等	日数	受講者数	
学校研修	消防大学校	幹部科（第79期）	消防司令以上で指導的立場の者等	47日	1	
		救助科（第89期）	消防士長以上で指導的立場の者等	51日	1	
		予防科（第116期）	消防司令補以上で指導的立場の者等	50日	1	
		緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第29回）	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等	14日	1	
		緊急消防援助隊教育科 NBC コース（第14回）	NBC 災害担当者又は特別機動救助隊長等	22日	1	
		緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース（第24回）	消防司令補以上で管理指導的な者等	14日	1	
		緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース（第14回）	特別機動救助隊長等	19日	1	
		危機管理・防災教育科 消防団活性化推進コース(第15期)	消防団の加入促進や教育訓練等充実化業務に携わる職員	5日	1	
		女性活躍推進コース（第9回）	消防司令補又は消防士長の階級にある女性消防吏員	9日	1	
	宮城県消防学校	初任総合教育（第28期）	新たに消防職員に任命された者	180日	44	
		特殊災害科（第8期）	消防司令補又は消防士長の階級で特殊災害対応業務に従事している者	10日	6	
		危険物科（第8期）	消防司令補又は消防士長の階級で危険物施設の許認可又は違反処理業務に従事している者	10日	6	
		初級幹部科（第37期）	消防司令補及び部隊等の管理を職務とする消防士長の階級にある者	10日	7	
		救急科	救急業務に従事しようとする者	43日	1	
		救急隊員再教育講習	救急隊員として、1～5年間従事している者	5日	6	
		救助隊員再教育講習	救助隊員として、1～5年間従事している者	10日	6	
		救急救命士再教育講習	救急救命士の資格を有する者	4日	6	
		女性消防職員キャリアアップ講習	消防司令、消防司令補の階級にある者、また消防士長の階級で採用から概ね10年以上の者	2日	6	
	派遣研修	資格取得研修	2級小型船舶操縦士	関係職にある者	4日	6
			特殊小型船舶操縦士	〃	2日	2
衛生管理者			〃	1日	7	
小型移動式クレーン			〃	3日	9	
クレーン玉掛け			〃	3日	9	
第1級陸上特殊無線技士			〃	9日	3	
潜水土			〃	1日	2	
大型自動車免許			〃	35日	23	
中型自動車免許			〃	20日	14	
大型特殊自動車免許			〃	9日	2	
特別管理産業廃棄物管理責任者			〃	1日	2	
救急救命士			救急救命士養成研修	救急救命東京研修所等での研修に派遣を命ぜられた者	126日 123日	8
		救急救命士就業前病院実習	救急救命士の国家試験合格者で救急救命士の業務運用がされていない者	30日	9	
		救急救命士定期研修	救急救命士	2日	158	
		救急ステーション実習	〃	365日	67	

(1) 主な広報活動

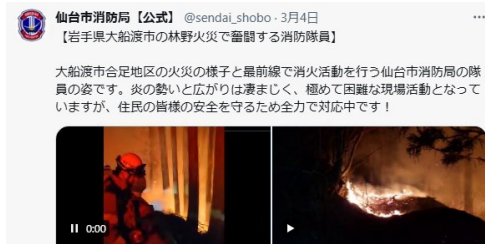
市民との協働による消防防災行政を推進するため、市民が知りたい情報、暮らしの安全に役立つ情報を提供して、消防防災行政への理解と協力が得られるよう、広報活動を実施しています。

主な広報活動としては、各種事業や行事等について市政記者クラブ等に対する資料の提供、パンフレットやカレンダー等の作成・配布、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じた防火防災情報の発信などを行っています。特に、若者世代等への広報力を強化するため平成26年度から「Facebook」、令和2年度から「X」、「Instagram」の消防局公式アカウントを開設し、SNSによる情報発信体制の拡充を図りました。また、仙台市公式YouTubeアカウント「せんだいTube」への積極的な動画投稿、テレビ番組の密着取材企画に協力するなど、幅広い世代へ向けた広報を展開しています。

せんだいTube



SNS



消防カレンダー



取材対応



SNS 二次元コード



表-8 SNS 運用状況

(令和7年4月1日現在)

SNS 種別	運用開始	フォロワー数	投稿数(令和6年度)	投稿数(累計)
Facebook	H26.8.15	4,348	242	2,028
X	R 3.2.26	3,452	244	966
Instagram	R 3.2.26	5,488	244	967

(2) マスコットキャラクター



【レスキューまさむね君】



【火消しまさむね君】



【QQ まさむね君】



【防災まさむね君】

※ 各まさむね君は「伊達家伯記念會」の協力を得ています

消 防 音 楽 隊

(1) 消防音楽隊の活動

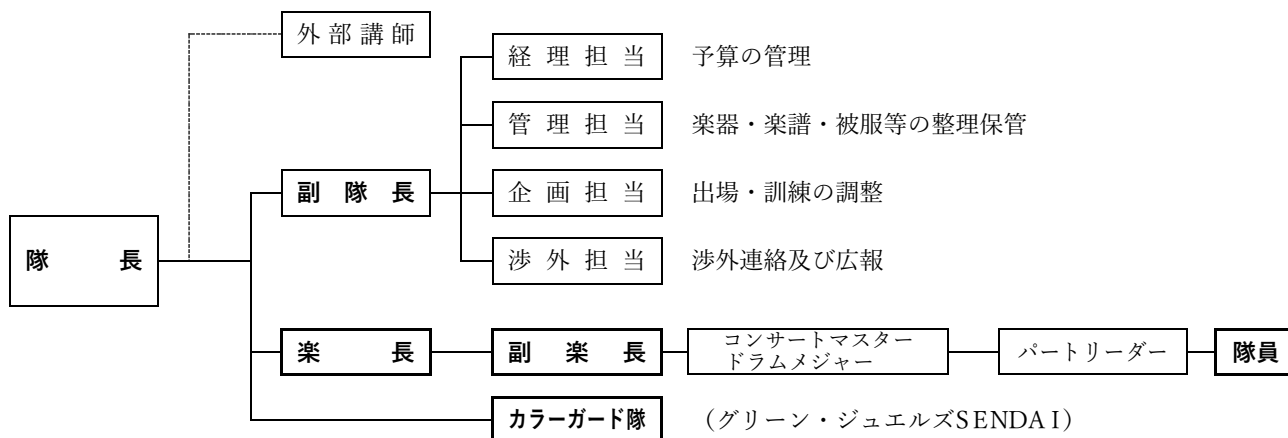
仙台市消防音楽隊は、現在隊長以下 33 名の隊員で編成され、消防関係行事をはじめ各区民まつりなど仙台市の各種行事にも出場しています。

また、カラーガード隊「グリーン・ジュエルズ SENDAI」による華やかな演技を取り入れた効果的な市政広報を行っています。

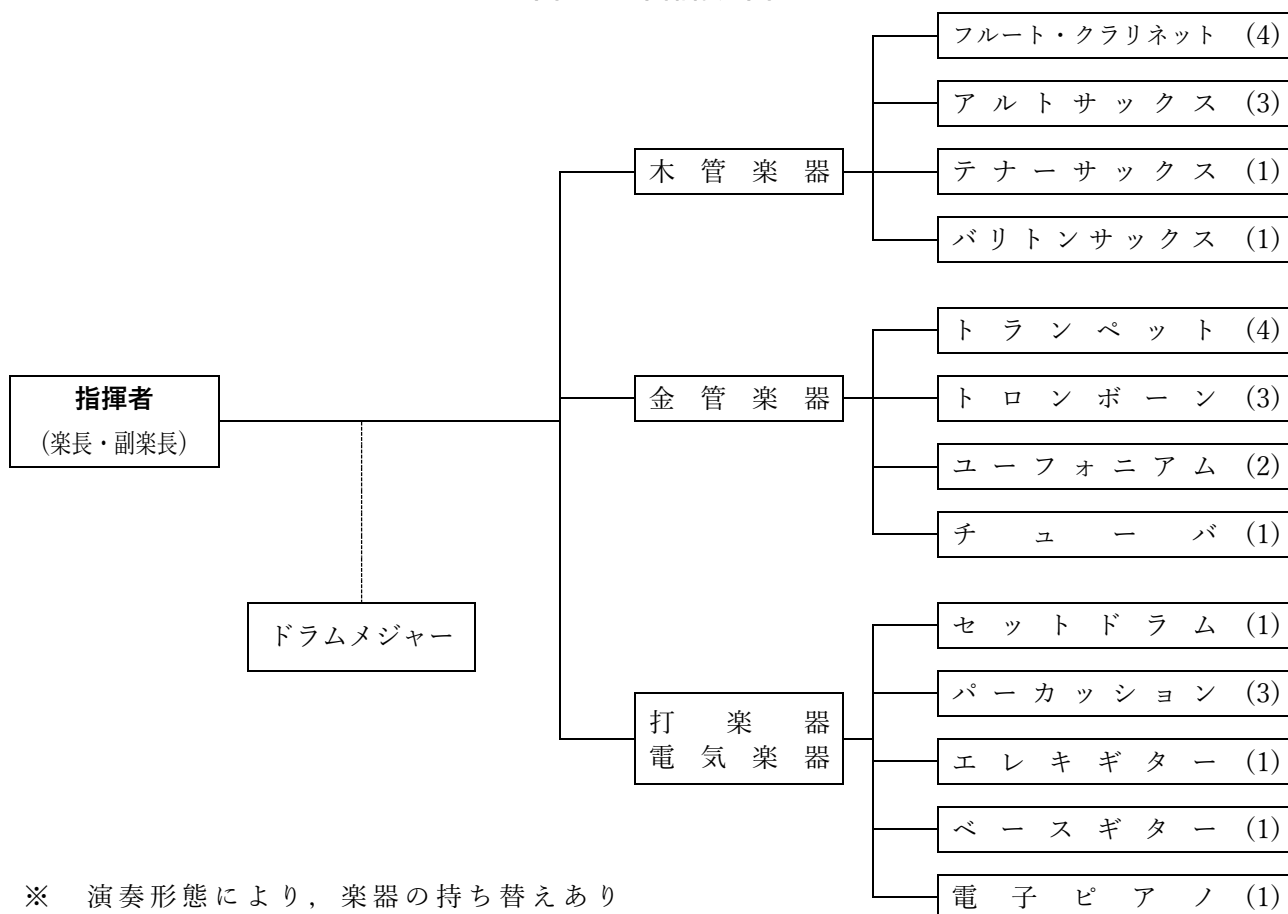
※ 令和 7 年 4 月 1 日現員数：隊長以下 33 名（音楽隊 29 名・カラーガード隊 4 名）

図－3 音楽隊構成図

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



図－4 楽器編成図



※ 演奏形態により、楽器の持ち替えあり

表－9 出場状況及び訓練回数（過去５年間）

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
出 場 件 数	26 (14)	24 (14)	19 (7)	11 (6)	7 (2)
消防関係行事	13 (4)	10 (5)	12 (4)	6 (4)	4 (2)
市 関 係 行 事	8 (7)	10 (9)	6 (3)	5 (2)	2 (0)
その他の行事	5 (3)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
訓 練 回 数	107 (90)	133 (87)	125 (87)	104 (78)	111 (68)
啓発対象者数	63,699	52,275	11,933	4,579	830

※ () 内の数字はカラーガード隊の出場・訓練回数

※ 出場件数・啓発対象者は、令和 2 年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、令和 5 年度よりコロナ禍前の水準へ向けて順次回復を図っている。

表－10 楽器保有数

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	楽 器 名 称 (木管楽器・金管楽器)														
	ピ ツ コ ロ	フ ル ー ト	オ ー ボ エ	ク ラ リ ネ ット	バ ス ク ラ リ ネ ット	ソ プ ラ ノ サ ツ ク ス	ア ル ト サ ツ ク ス	テ ナ ー サ ツ ク ス	バ リ ト ン サ ツ ク ス	ト ラン ペ ット	コ ル ネ ット	ホ ル ン	ユ ー フ ォ ニ ア ム	ト ロン ボ ー ン	チ ュ ー バ
演 奏 用	3	4	1	6	1	1	5	3	1	7	1	4	2	5	2
マーチング用												4	2		3

区 分	楽 器 名 称 (パーカッション)														
	シ ン バ ル	ド ラ ム セ ット	バ ス ド ラ ム	ス ネ ア ド ラ ム	テ ナ ー ク ォ ー ド	ティ ン パ ニ	シ ロ フ ォ ン	ビ ブ ラ フ ォ ン	グ ロ ッ ケ ン	コ ン ガ	ボ ン ゴ	ティ ン バ レ ス	エレ キ ギ タ ー	エレ キ ベ ー ス	電 子 ピ ア ノ
演 奏 用	2	1	1			1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
マーチング用			4	2	2		1								



令和 6 年度の演奏風景

(1) 警防業務の実施体制

本市の消防は、昭和 23 年 11 月に自治体消防として発足以来、火災を中心とした各種災害の教訓を活かしながら、施設、装備などのハード面から消防力の整備を図るとともに、それらを有効に活用するための訓練等により、的確な災害対応を実施することで安全・安心な市民生活の確保に努めてきました。

しかしながら、都市構造の変化や少子高齢化に代表される社会環境等の変化に伴い、災害事象も複雑多様化・大規模化し、警防業務の広がりに加え、従来にも増して迅速的確な災害対応が求められています。

こうした背景の下、本市においては令和 7 年 4 月 1 日現在、各消防署（6 署）に指揮隊及び警防隊を配置するとともに、各消防分署（3 分署）及び消防出張所（17 出張所）に警防隊を配置し、昼夜を問わず各種災害対応を実施しています。

(2) 消防隊の出場状況

令和 6 年中の消防隊の出場件数は 4,793 件で、出場延人員は 51,367 人でした。その内訳は、火災出場（管外出場含む）が 257 件（出場人員 6,658 人）、火災以外の災害出場が 4,536 件（出場人員 44,709 人）です。

表－11 災害種別の出場状況

（令和 6 年中）

区 分		出場件数	出場台数	出場人員	一件あたりの 出 場 台 数	一件あたりの 出 場 人 員
合 計		4,793	14,179	51,367	3.0	10.7
火 災	放 水	92	988	3,573	10.7	38.8
	非 放 水	155	807	2,967	5.2	19.1
	管 外	10	30	118	3.0	11.8
火 災 以 外	自 然 災 害	32	43	170	1.3	5.3
	救 助	466	2,428	9,017	5.2	19.3
	危 険 物 漏 洩	276	598	2,166	2.2	7.8
	ガ ス 漏 れ	27	176	596	6.5	22.1
	誤 報	149	1,217	4,377	8.2	29.4
	偽 報	29	116	424	4.0	14.6
	非 火 災 報	731	1,197	4,734	1.6	6.5
	P A 連 携	2,136	5,016	17,454	2.3	8.2
	そ の 他	690	1,563	5,771	2.3	8.4

表－12 消防隊の訓練実施状況

（単位：回）（令和 6 年度）

区 分	指揮技術 訓 練	活動技術 訓 練	機器操作 訓 練	林野火災 訓 練	水防訓練	消防訓練	集団災害 訓 練	災害対応 訓 練	効果確認
合 計	154	5,965	4,066	11	17	60	21	120	61
青 葉	19	789	668	2	2	14	3	30	18
宮 城 野	47	892	616	1	4	14	1	19	4
若 林	25	1,034	798	2	1	16	4	12	8
太 白	40	875	752	1	4	5	3	24	4
泉	11	1,520	810	1	2	2	4	14	23
宮 城	9	666	400	2	3	8	6	15	2
消防航空隊	3	189	22	2	1	1	—	6	2

(3) 消防隊の訓練実施状況

消防を取り巻く社会情勢の変化に伴い、火災はもとより、集団災害や特殊災害など、災害も複雑多様化し、従来の消防活動に加えて、新たな知識や資機材、消防戦術が必要とされています。このような変化に確実に対応し、災害による被害を軽減するため、社会情勢に即応した訓練を実施しています。

(4) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、平成7年6月に発足しました。本市のこれまでの出動実績は、13件となっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、全国の緊急消防援助隊が被災地に応援のために出動して、消火、救助、救急及び危険物排除等の災害対応にあたり、仙台市は、札幌市消防局、東京消防庁、北九州市消防局の航空隊と、神奈川県、三重県、島根県、熊本県の陸上隊の応援を受けました。

表－13 本市緊急消防援助隊の出動実績

件数	年	活 動 期 間	災 害 の 内 容
1	H10	H10.9.4 (1日)	岩手県内陸北部地震
2	H12	H12.4.3～H12.4.19 (17日)	北海道有珠山火山災害
3	H15	H15.9.26 (1日)	十勝沖地震
4		H15.9.28～H15.10.11 (14日)	出光興産北海道製油所貯蔵タンク火災
5	H16	H16.7.14～H16.7.15 (2日)	新潟・福島豪雨
6		H16.10.23～H16.10.28 (6日)	新潟県中越地震
7	H19	H19.7.16～H19.7.23 (8日)	新潟県中越沖地震
8	H20	H20.6.14～H20.6.18 (5日)	岩手・宮城内陸地震
9		H20.7.24～H20.7.24 (1日)	岩手県沿岸北部地震
10	H28	H28.8.31～H28.9.9 (10日)	平成28年台風第10号災害
11	H30	H30.9.6～H30.9.10 (5日)	北海道胆振東部地震
12	R1	R1.10.13～R1.10.18 (6日)	令和元年東日本台風災害
13	R7	R7.2.26～R7.4.7 (41日)	大船渡市林野火災

表－14 本市緊急消防援助隊の登録状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	登録隊数	登録人数
合 計	59 (7)	222 (29)
指 揮 支 援 隊	3	15
情 報 統 括 支 援 隊	1	2
県 大 隊 指 揮 隊	4 (3)	16 (12)
統合機動部隊指揮隊		
NBC災害即応部隊指揮隊		
土砂・風水害機動支援隊指揮隊		
航 空 指 揮 支 援 隊	1 (1)	3 (3)
救急特別編成部隊統括救急隊	1 (1)	4 (4)
消 火 小 隊	13	52
救 助 小 隊	5	23
救 急 小 隊	7	22
後 方 支 援 小 隊	6	14
通 信 支 援 小 隊	2	6
特 殊 災 害 小 隊	8 (2)	32 (10)
特 殊 装 備 小 隊	5	18
航 空 小 隊	2	12
航空後方支援小隊	1	3

※ ()内は重複

(1) 救助業務の実施体制

近年発生している多種多様な救助事案に的確に対応するため、平成 19 年 4 月に消防活動体制を再編し、人命の救助に関する専門的かつ高度な知識を持った特別機動救助隊（スーパーレスキュー仙台，2 隊 32 名・特殊災害対応車（NBC 車）1 台・救助工作車Ⅲ型 2 台・特別高度工作車 1 台・水難救助車 1 台・大型水槽車 1 台を運用）を青葉消防署と若林消防署に配置しました。その後、若林消防署配置隊を平成 21 年 4 月 1 日から若林消防署河原町分署へ、平成 29 年 4 月 1 日から若林消防署六郷分署へ配置換えしています。また、青葉消防署配置隊を平成 22 年 11 月 1 日から泉消防署八乙女分署へ配置換えしています。更に、各消防署（6 署）に特別消防隊（ファイヤーレスキュー，6 隊 96 名・救助工作車 6 台・はしご自動車 6 台、大型水槽車 6 台を運用）を配置して、救助業務を実施しています。

(2) 事故種別救助隊出場件数及び活動の状況

令和 6 年中の救助活動実施状況は、救助出場件数 828 件（対前年 60 件増）、救助活動件数 385 件（対前年 18 件増）、救助人員 356 人（対前年 35 人増）となっています。

表－15 事故種別救助隊出場件数及び活動状況

（過去 3 年）

災 害 種 別		出 場 件 数			活 動 件 数			救 助 人 員		
		令 和 6 年	令 和 5 年	令 和 4 年	令 和 6 年	令 和 5 年	令 和 4 年	令 和 6 年	令 和 5 年	令 和 4 年
合 計		828 (557※)	768 (537※)	757 (707※)	385	367	472	356	321	366
火 災	建 物	90 (45※)	98 (52※)	73 (50※)	45	52	50	15	19	12
	建物以外	22 (1※)	17 (0※)	24 (2※)	1	0	2	0	0	0
交 通 事 故		97	84	90	57	55	58	63	57	72
水 難 事 故		18	18	17	17	13	15	16	12	10
自 然 災 害 事 故		0	0	13	0	0	13	0	0	14
機 械 に よ る 事 故		10	2	3	6	0	2	9	0	1
建物等による事故		208	196	234	180	170	217	179	158	177
ガス及び酸欠事故		26	30	21	9	6	9	10	6	5
破 裂 事 故		0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 事 故		357 (152※)	323 (155※)	282 (277※)	70	71	106	64	69	75

※消防庁への救急事故等報告要領に基づいた数値（救助活動が必要なかった場合等を除いた数値）

(3) 救助隊の訓練実施状況

各救助隊は、複雑多様化する火災・交通事故・水難事故・自然災害等のあらゆる災害現場において迅速かつ確実な人命救助活動及び消火活動を行うため、各種訓練を実施しています。

表－16 救助隊の訓練実施状況

(令和6年中)

訓練内容	回数
体力錬成訓練	913
ロープ基本・応用訓練	117
検索・救助訓練	2,575
各種救助器具取扱訓練	997
各種救助事象想定訓練	227
その他の訓練	28
合計	4,857

(4) 国際消防救助隊（IRT）

仙台市は、昭和62年に国際消防救助隊協力都市となり、職員11名が国際消防救助隊員に登録されています。出動体制は協力都市で日付毎グループ化し、本市の場合、毎月17日から20日までの間に消防庁長官から要請があったときに出動する体制となっています。

本市では、平成11年9月21日に発生した台湾地震へ4名、平成15年5月22日に発生したアルジェリア北部地震へ2名、平成29年9月20日に発生したメキシコ地震へ3名の隊員を日本救助チームの一員として派遣し、人命救助活動にあたりました。



国際消防救助隊エンブレム



メキシコ地震に伴う派遣

航空消防

(1) 航空消防業務の実施体制

消防航空隊は、ヘリコプターを活用した山林火災等の空中消火をはじめ、山岳部等での遭難救助や救急搬送、そして上空からの避難広報や情報収集並びに画像伝送等の航空消防活動を実施するため、平成5年4月に太白区郡山の「仙台ヘリポート」を基地として、消防ヘリコプター1機（仙台ヘリ1号）、職員7名で発足しました。

平成13年2月には、消防航空隊の新たな拠点として、若林区荒浜地区に「若林消防署荒浜航空分署・仙台市消防ヘリポート」を整備し、同年4月から運用を開始しました。その後、宮城県沖地震への対応や点検等による運航不能期間を解消するため、平成18年8月、新たに2機目の消防ヘリコプター（仙台ヘリ2号）を導入して、消防ヘリコプターが常時1機運航できる体制を確保するとともに、平成23年4月には仙台ヘリ1号機を更新するなど、航空消防活動体制の充実・強化を図ってまいりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、「荒浜航空分署・仙台市消防ヘリポート」に津波被害を受けながらも、発災当初から2機の消防ヘリコプターを最大限活用して災害対応にあたりました。

しかし、荒浜地区での拠点再建が困難となったため、仙台空港近隣施設等を暫定拠点として活動体制を維持しながら、仙台空港南西地区に恒久的な活動拠点とする「仙台市消防航空センター」を新たに整備し、平成30年4月から運用しております。

令和7年4月1日現在、消防ヘリコプター2機、隊長以下23名により航空消防業務を実施しています。

(2) 消防ヘリコプターの災害種別出場状況

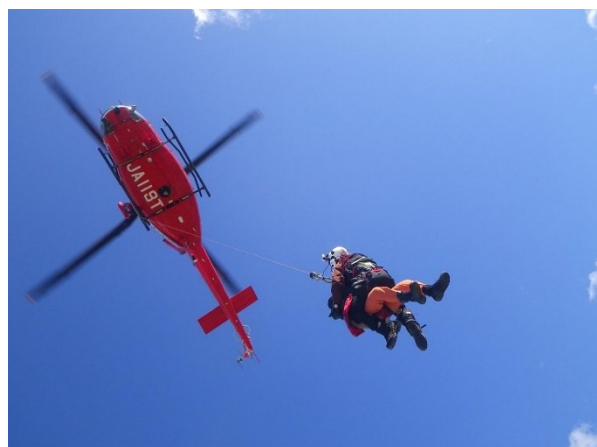
消防ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用され、令和6年中の出場実績は、市域内への出場41件（火災18件、救助15件、救急5件、その他3件）、市域外への出場17件となっています。

また、これまでの大規模災害時等の実績として、阪神・淡路大震災を契機に発足した「緊急消防援助隊」による出場が6件、「宮城県内航空消防応援協定」による出場が315件となっています。

表-17 消防ヘリコプターの災害種別出場状況

(令和6年中)

災 害 種 別	出場件数(件)	飛 行 時 間	出 場 人 数	救助搬送人数
火 災	24	20:00	144	0
救 助	21	15:09	116	13
救 急	10	6:24	56	9
自 然 災 害	0	0:00	0	0
そ の 他	3	0:33	17	0
合 計	58	42:06	333	22



表－18 区域別活動別出場件数

(令和6年中)

区 分	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	宮城地区	市域内 沿岸部 ※	市域内 小 計	市域外	合 計
合 計	7	2	2	12	4	14		41	17	58
情 報 収 集	5	2	2	5	3	3		20	4	24
消 火 活 動						1		1	1	2
救 助 活 動				4		3		7	6	13
救 急 活 動				2		3		5	4	9
照 明 活 動										0
物 資 輸 送									1	1
人 員 輸 送										0
無 線 中 継										0
活 動 無	2			1	1	3		7	1	8
そ の 他						1		1		1

※ 宮城県に津波警報等が発表された際の避難広報又は海面変動監視に係る出場

表－19 月別活動別出場件数

(令和6年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合 計	7	7	3	7	2	3	2	11	1	6	5	4	58
情 報 収 集	4	3	1	4	1		1	6			1	3	24
消 火 活 動				1	1								2
救 助 活 動	2	1		1		1		2		3	3		13
救 急 活 動	1	1		1		1		1		3	1		9
照 明 活 動													0
物 資 輸 送								1					1
人 員 輸 送													0
無 線 中 継													0
活 動 無		2	2			1	1		1			1	8
そ の 他								1					1

(3) 航空消防活動訓練の実施

消防航空隊は、航空消防活動における専門的な教育を受けた隊員による部隊として、各種災害現場において特殊な活動を行うため、日常から、その資質向上を図るために航空救助・救急訓練などの各種訓練や県内外の消防機関、自衛隊等の他機関と合同で大規模災害対応訓練等を実施しています。

救 急

(1) 救急業務の実施体制

救急業務は、昭和 38 年に法制化されて以来、年々その体制が整備され、現在では市民の生命、身体を守るうえで必要不可欠な行政サービスとして市民の生活に深く定着しています。

また、平成 3 年以降、救急救命士法の制定や高規格救急車の整備により救急業務の高度化が図られました。平成 15 年 4 月からは、市内 4 医療機関との連携によりメディカルコントロール体制を構築しています。

増加する救急需要対策の一環として、平日の日中に稼働するデイトタイム救急隊を令和 4 年 4 月に青葉消防署に、令和 6 年 4 月に中央救急出張所にそれぞれ 1 隊配置したほか、24 時間体制の救急隊を令和 7 年 4 月 1 日に片平出張所に増隊しました。令和 7 年 4 月 1 日現在、6 署 3 分署 13 出張所、救急ステーション、中央救急出張所に 30 隊の救急隊（うち 1 隊は高度処置救急隊（ドクターカー））を設置し、専任救急隊員 257 人（兼任救急隊員 505 人）と 41 台の高規格救急車（非常用救急車 11 台を含む）で救急業務を実施しています。

表－20 救急隊の配置状況

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

署 名 称	救急隊数	救 急 隊 設 置 署 所
消 防 局	5 隊	救急ステーション 2 隊（うち 1 隊は高度処置救急隊）、中央救急出張所 3 隊
青 葉 消 防 署	7 隊	本署 3 隊、国見出張所、片平出張所 2 隊、荒巻出張所
宮城野消防署	5 隊	本署、高砂分署、岩切出張所、鶴谷出張所、原町出張所
若 林 消 防 署	3 隊	本署、六郷分署、河原町出張所
太 白 消 防 署	5 隊	本署、長町出張所、中田出張所、八木山出張所、秋保出張所
泉 消 防 署	3 隊	本署、八乙女分署、根白石出張所
宮 城 消 防 署	2 隊	本署、熊ヶ根出張所
合 計	30 隊	

表－21 救急隊員数等

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

救 急 隊 員 数	専任救急隊員	257
	兼任救急隊員	505
	計（人）	762
救急隊員有資格者の内訳	救急科（250 時間）修了者	691
	救急科救急標準課程（250 時間）修了者	276
	救急Ⅰ課程（135 時間）及び救急Ⅱ課程（115 時間）修了者	3
	救急Ⅰ課程（135 時間）のみ修了者	2
	計（人）	972
	救急救命士有資格者（就業前実習未修了者除く）	211
救急救命士配置状況	各救急隊	173
	指令課	6
	救急部（救急ステーション救急隊、中央救急出張所救急隊を除く）	12
	その他（研修所派遣、各署日勤等）	43
	計（人）	234
救 急 車 配 置 状 況	各救急隊	29
	高度処置救急隊（ドクターカー）	1
	非常用救急車 （本署、救急ステーション及び中央救急出張所に各 1 台、救急部に 3 台配置）	11
	計（台）	41

(2) 救急出場件数及び搬送人員の状況

令和 6 年中の救急出場件数は 65,434 件（対前年 604 件増，対前年比 0.9%増），搬送人員は 56,050 人（対前年 1,784 人増，対前年比 3.3%増）となっています。これは，1 日あたり約 178.8 件，約 8 分に 1 回の割合で救急隊が出場し，市民の約 19.6 人に 1 人が救急隊によって搬送されたことになります。過去の救急出場件数と比較すると，約 20 年前は約 1 万件増加するのに約 8 年を要していたところ，直近では約 3 年で増加しており，件数の伸びが顕著となっています。

表－22 救急出場件数及び搬送人員の推移

区 分	仙 台 市		全 国	
	出場件数	搬送人員数	出場件数	搬送人員数
平成 22	42,052	36,312	5,467,620	4,982,512
23	46,394	40,086	5,711,102	5,185,313
24	45,226	38,688	5,805,701	5,252,827
25	45,671	39,511	5,918,939	5,348,623
26	47,184	40,813	5,988,377	5,408,635
27	48,065	41,371	6,058,190	5,481,252
28	48,363	42,701	6,213,628	5,624,034
29	49,816	44,123	6,345,517	5,738,664
30	52,538	46,591	6,608,341	5,962,613
令和 元	54,816	47,973	6,642,772	5,980,258
2	48,649	42,074	5,935,694	5,295,727
3	52,002	45,000	6,196,069	5,493,658
4	60,737	50,073	7,232,118	6,219,299
5	64,830	54,266	7,640,987	6,643,379
6	65,434	56,050	7,717,123	6,764,838

※ 令和 6 年の全国値は速報値

(3) 事故種別傷病程度別搬送人員

令和 6 年中の搬送人員 56,050 人の傷病程度別の状況をみると，死亡，重症，中等症が全体の 66.5%，軽症の割合は 33.5%となっています。

表－23 事故種別傷病程度別搬送人員

（令和 6 年中）

区 分	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	その他
急 病	37,883	308	2,618	23,076	11,881	
一般負傷	8,339	25	608	3,536	4,168	2
転院搬送	5,655	4	1,002	4,329	320	
交 通	2,377	6	67	724	1,580	
そ の 他	1,796	33	95	834	834	
計	56,050	376	4,390	32,499	18,783	2

(4) 救急隊員に対する教育訓練

救急救命士の知識や技術の向上を図るため、医師による講義、シミュレーション実習、救急車同乗実習や病院実習などの生涯教育を、平常勤務と切り離した教育システムの中で毎年組織的に実施しています。

また、救急救命士が行える処置範囲は、飛躍的に拡大しており、①気管内チューブによる気道確保（気管挿管）（平成23年よりビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能）、②アドレナリンの投与、③自己注射が可能なアドレナリン製剤の条件付き投与のほか、平成26年には、④心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、⑤血糖測定とブドウ糖溶液の投与の2処置が更に追加され、これらの拡大処置を実施できる認定救命士を早期に養成するための特別教育を受講させるなど救急業務の高度化に対応するための取組みも実施しています。

その他、救急救命士の業務との連携を図るため、救急救命士以外の救急隊員にも定期的な教育訓練を実施しています。

表－24 救急隊員に対する教育訓練の実績

（令和6年度）

教 育 訓 練 項 目	人 員（回数）
救急救命士養成（養成研修派遣）	8
宮城県消防学校救急救命士再教育講習派遣	6
宮城県消防学校救急科派遣	0
宮城県消防学校初任総合教育（救急科）	44
救急救命士継続教育プログラム（生涯教育）	158（2回）
救急ステーション実習（生涯教育・1か月）	67
メディカルコントロール症例検討会	798（10回）
救急救命士就業前病院実習	9
東北救急医学会救急隊員部会（秋田県秋田市）	7
日本臨床救急医学会（鹿児島県鹿児島市）	3
全国救急隊員シンポジウム（秋田県秋田市）	9
宮城県救急医療研究会（宮城県大崎市）	15
救急隊員研修会（救急活動研究会）	0（中止）
救急技術訓練	1,736（620回）
気管挿管病院実習	5
薬剤投与病院実習	9
宮城県消防学校救急救命士処置拡大講習	0

(5) メディカルコントロール体制

平成15年4月から、市内4医療機関と連携し、メディカルコントロール体制を構築しています。

表－25 メディカルコントロール体制

医 療 機 関 名	業 務 内 容
東 北 大 学 病 院	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルディレクター）
仙 台 市 立 病 院	①指示、指導・助言 ②病院実習 ③事後検証（メディカルコントロール・メイン）
仙台医療センター	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルコントロール・サブ）
仙台オープン病院	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルコントロール・サブ）

(6) 市民に対する応急手当の普及啓発

傷病者の救命効果を向上させるためには、救急隊が現場に到着するまでの間に、心肺機能停止（CPA）状態で倒れた人に対して、その場に居合わせた市民が心肺蘇生法を施すこと（バイスタンダーCPR）が極めて重要です。

仙台市では、平成16年度を初年度として市民20万人（5人に1人）の受講を目標とし、平成19年度に達成したところですが、その後も取組みを継承し、令和6年度から年間22,000人以上の受講を目標として、胸骨圧迫、人工呼吸及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いを主とした救命講習会を開催し、市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に進めています。

平成24年度から、中学生等を対象とした「救命入門コース（90分）」、平成29年度には、小学校4年生から6年生等を対象とした「救命入門コース（45分）」を設けています。

また、応急手当をいつでもどこでも気軽に学べて、いざという時には「119番通報」と「心肺蘇生法」の一連の流れをナビゲートするWebアプリ「救命ナビ」の啓発など、応急手当の裾野の拡大に取り組んでいます。

表－26 救命講習の実施状況

（単位：人）

区 分	平成6～ 平成26	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	累計
普通救命講習	333,613	20,858	21,188	21,446	21,543	21,877	8,517	10,359	13,051	16,884	18,033	507,369
上級救命講習	13,628	697	648	616	681	412	268	276	342	371	341	18,280
応急手当普及員講習	4,489	227	213	209	207	186	152	200	140	154	190	6,367
救命入門コース	10,076	3,972	4,947	4,285	4,601	4,328	2,660	2,155	4,902	7,889	9,948	59,763
合 計	361,806	25,754	26,996	26,556	27,032	26,803	11,597	12,990	18,435	25,298	28,512	591,779

※ 令和2年から令和4年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少

(7) 仙台市救急ステーション

仙台市救急ステーションは、①高度処置救急隊（ドクターカー）運用の拠点としての機能、②メディカルコントロール（事後検証、救急隊員教育、症例検討会）の拠点施設としての機能、③救急業務の高度化に適切に対応するため、救急業務全般を統括的に指導する救急指導課直轄の救急隊の活動拠点としての機能、これら3つの機能を併せ持つ施設です。

(8) 仙台市中央救急出張所

仙台市中央救急出張所は、救急需要が特に多い市中心地域における対応として、仙台駅直近の宮城野橋高架下に建設し、救急指導課直轄の救急隊3隊を配置するとともに、①集団救急災害への対応、②感染症に対する取組み、③救急車同乗実習等を通じた他機関との連携、これら3つの機能を併せ持つ施設です。

(9) デイタイム救急隊の運用

救急需要の増加や救急活動時間の延伸等の課題に対応するため、救急需要が特に多い平日の日中時間帯に運用する「デイタイム救急隊」を令和4年4月に青葉消防署へ1隊配置し運用を開始、令和6年4月に仙台市中央救急出張所へ更に1隊配置しています。

救急需要が特に多い市内中心地域への現場到着時間の短縮といった効果のほか、家庭事情等により当直勤務が困難な職員の活躍の場としても期待されます。

(10) PA 連携（消防ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の連携）運用

平成18年6月から、心肺機能停止傷病者が発生した場合に、救急車に加え最寄りの消防署所から自動体外式除細動器（AED）などの救急資器材を積載した消防車等も出場させるPA連携を運用しています。

消防隊員等が早期に救命処置を行い、到着した救急隊の救急救命士が処置を引き継ぐことにより、救命効果の一層の向上が期待されます。

(11) 応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド）

平成21年9月9日の「救急の日」から、自動体外式除細動器（AED）を設置するとともに、応急手当を行うことができる人が勤務し、応急手当に協力する意向を有する事業所等に対して「応急手当協力事業所」である旨の証票及びステッカーを交付し、広く市民に周知しています。

令和7年4月1日現在の登録事業所施設数は、1,629施設となっています。



救急活動研究会



「119番通報」と「心肺蘇生法」の一連の流れをナビゲートするWebアプリ

救命ナビ

指 令

(1) 総合消防情報システム

仙台市では災害情報を収集伝達し処理する能力を高め、災害による被害の軽減を図るため、先端技術を用いた「仙台市総合消防情報システム」を整備しています。

表－27 総合消防情報システムの構成

(令和7年4月1日現在)

区 分	システム名称		機 能
指 令 系	指 令 管 制 シ ス テ ム	指 令 サ ブ シ ス テ ム	119 番の受信から出場指令に至る一連の業務を支援する。
		A V M サ ブ シ ス テ ム	車両に搭載し、現場までのナビゲーション、動態管理、各種支援情報の閲覧等、出場車両の活動を支援する。
		署 隊 本 部 支 援 サ ブ シ ス テ ム	署隊本部運用・署落とし運用における、各消防署の指令業務を支援する。
		関係機関連絡サブシステム	出場指令に基づく、消防団、その他関係機関への事案情報の連絡を支援する。
業 務 系	警 防 ・ 救 急 シ ス テ ム	警 防 サ ブ シ ス テ ム	警防活動に係る活動報告、統計資料作成等の業務を支援する。
		救 急 サ ブ シ ス テ ム	救急活動に係る活動報告、統計資料作成等の業務を支援する。
		警防活動支援サブシステム	警防活動における出場先での各種台帳情報の参照、活動報告の入力等を支援する。
		救急活動支援サブシステム	救急活動における出場先での各種台帳情報の参照、活動報告の入力等を支援する。
	予 防 シ ス テ ム	予 防 サ ブ シ ス テ ム	査察結果の入力、各種統計資料作成等の業務を支援する。
		危険物保安サブシステム	危険物に係る査察結果の入力、各種統計資料作成等の業務を支援する。
	総 務 ・ 管 理 シ ス テ ム	総 務 サ ブ シ ス テ ム	職員の勤怠管理、消防団の管理業務を支援する。
		管 理 サ ブ シ ス テ ム	被服管理、車両管理等の業務を支援する。
	消 防 G I S シ ス テ ム	地図管理サブシステム	仙台市が管理する消防地図をベースとして、各種台帳情報との連携を支援する。
		地図解析サブシステム	仙台市が管理する消防地図と各種台帳情報に基づく、解析・作図等を支援する。
	共 通 シ ス テ ム		利用者管理、帳票管理、ウイルス対策等、各システムで共通して利用する基盤的機能を提供する。
映 像 系	高 所 監 視 カ メ ラ 設 備		高所監視カメラに係る設備
	ヘリコプターテレビ電送設備		ヘリコプターテレビ電送に係る設備
ネットワーク	消 防 救 急 無 線 設 備		消防救急無線に係る設備
	多 重 無 線 設 備		多重無線に係る設備
	衛 星 地 球 局 設 備		衛星地球局に係る設備

(2) 通信設備

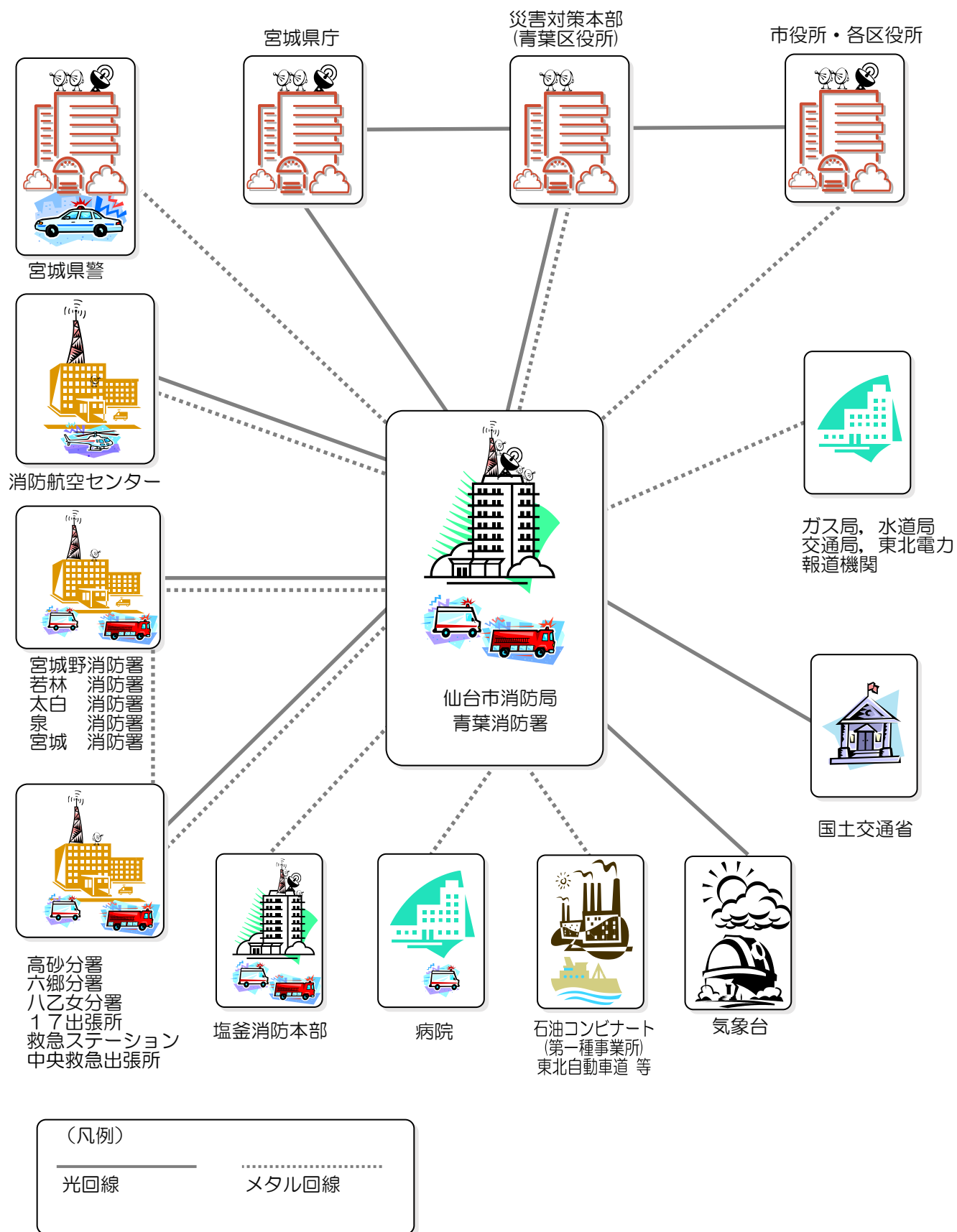
表－28 通信設備の構成

(令和7年4月1日現在)

無線電話設備	固定局 (多重マイクロ)	消防系	7.5GHz	6基
	基地局	消防系	150MHz 10W・5W	1基
			260MHz	6基
	携帯基地局	ヘリテレ系	380MHz 10W	1基
	携帯局	消防系	260MHz 1W	6基
			400MHz 1W	255基
		ヘリテレ系	15GHz 5W	2基
			380MHz 5W・1W	6基
	陸上移動局	消防系	150MHz 5W	18基
			260MHz 10W・5W・2W・1W	587基
			400MHz 1W	119基
	航空局	航空系	130MHz 10W (固定型)	3基
			130MHz 1.8W・1.5W (携帯型)	4基
			130MHz 10W (携帯型)	2基
	航空機局	航空系	130MHz 25W	4基
光伝送設備	光伝送路終端装置			1式
	光画像伝送装置			1式
	光ファイバーケーブル線路			1区間
気象観測設備	気象観測設備・気象テレメータ設備			3箇所
	雨量計			15箇所
その他のシステム (消防局)	災害情報提供システム (杜の都防災メール)			1式
	メール119番システム			1式
	NET119緊急通報システム			1式
	119番通報映像サポートシステム(LiveView119)			1式
その他のシステム (消防局以外)	津波情報伝達システム			1式
	緊急情報ネットワーク (エムネット)			1式
	防災情報提供システム			1式
	河川・流域総合情報システム			1式
	全国瞬時警報システム (Jアラート)			1式
	宮城県総合防災情報システム (MIDORI)			1式
主要回線等の数	INS119番回線			20回線 40チャンネル
	データ指令回線			35回線
	業務系 (OA系) 回線			31回線
	メール119番用回線			2回線
	病院専用回線			7回線
	自動応答装置 (火災等の問い合わせ用)			20回線
	仙台市消防救急デジタル無線広域イーサネット回線			14回線

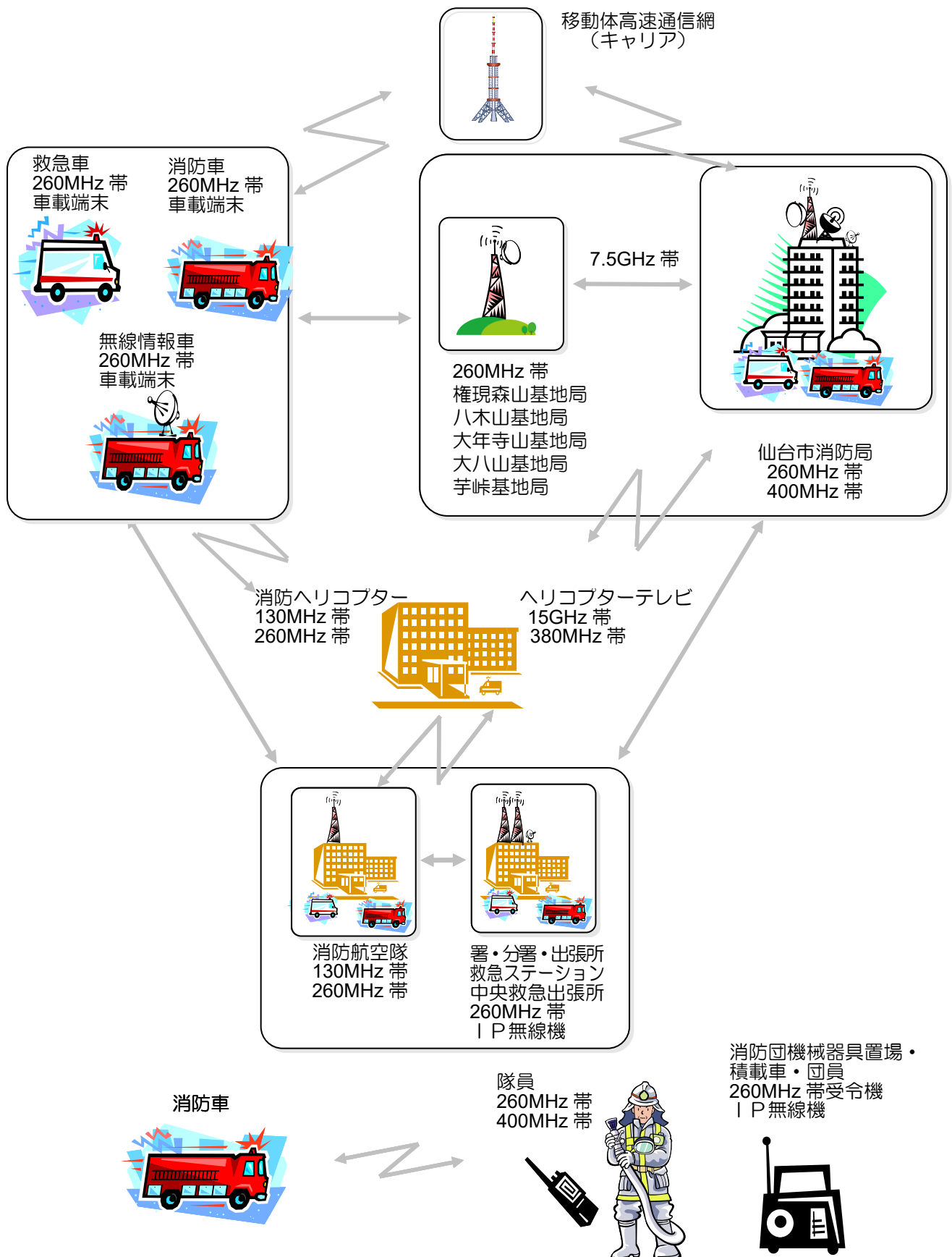
図－5 有線系統図

(令和7年4月1日現在)



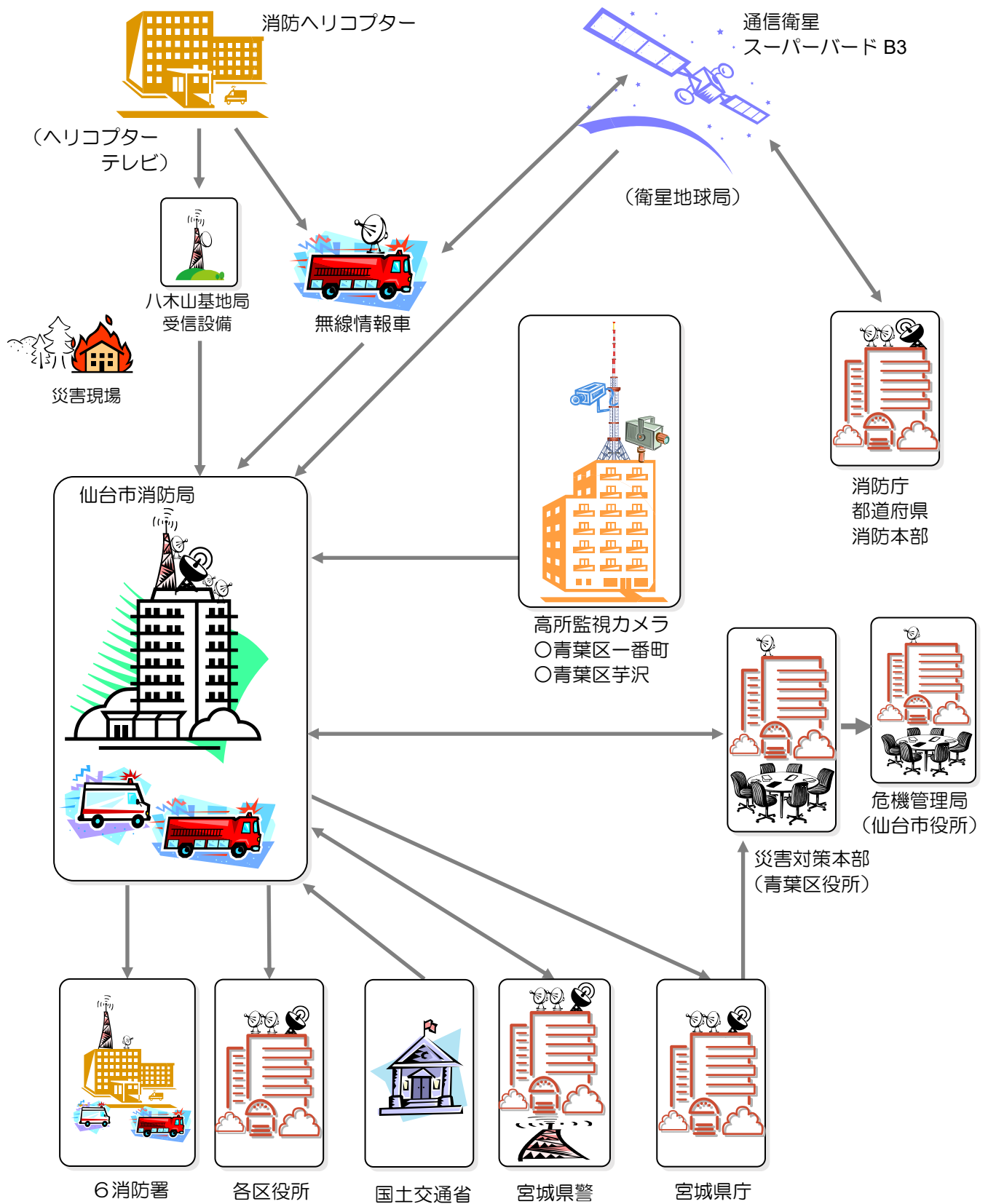
図－6 無線系統図

(令和7年4月1日現在)



図－７ 映像伝送システム系統図

(令和7年4月1日現在)



火 災 予 防

(1) 住宅防火対策等の推進

市内の住宅用火災警報器の設置状況は、令和7年4月現在、設置率94.4%、条例適合率79.5%と高い水準にあり、これらの更なる向上を目指して継続的に取り組むとともに、適切な維持管理や機器更新に係る広報を行います。更には地震火災防止対策として、新たに感震ブレーカーの認知度向上に向けた取り組みを行っています。

また、高齢者等の火災による死者低減を目指し、戸別訪問を通じて火災予防に関するアドバイスを行うとともに、住宅用火災警報器や家具転倒防止器具の取付け支援を行っています。



イベント時の感震ブレーカー
認知度向上に向けた取り組み



戸別訪問周知はがき

(2) 防火防災意識の普及啓発

多様な機会や媒体を活用して、各世代に防火防災意識の普及啓発を行っています。

将来の地域を支える幼少年の防火知識の習得を図るため、年齢層に応じた事業に取り組みます。

令和6年度から新たに、市内の幼稚園・保育園を訪問し、「～火の用心大作戦～」と銘打って「こども防火教室」を実施しています。クイズやリズムゲーム等を用い、からだを動かしながら学ぶアメリカ式の防火教育を一部取り入れ、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ための防火知識の定着を図っています。

少年層に対しては、消防訓練や消防イベントにおいて実火を用いた模擬火災消火体験などにより普及啓発を行っています。



こども防火教室



実火を用いた模擬火災消火体験



楽天モバイルパーク宮城を会場とした
火災予防啓発イベント



小学生防火ポスターコンクール表彰式
(仙台市消防航空センターにて)

高齢者には伝えたい情報が届きにくいことから、多様なルートにより高齢者の防火意識の普及啓発に取り組んでいます。高齢者が多く参加するイベントや集会、町内会の防災訓練等の機会を捉え、積極的な啓発活動を行うほか、高齢者向けの食事配達サービスと連携した火災予防に関するチラシ配布や、民生委員・児童委員にも協力いただき情報を発信しています。

その他にも、ホームページやSNSを活用して情報を発信するほか、より伝わり易く、見聞きした市民の意識の変化や行動の変容に繋がるような広報を実現するため、市内の企業や団体と連携したイベントの企画やポスター・チラシ等を作成・配布、消防団や女性防火クラブ、民生委員・児童委員等と連携し地域に密着した火災予防活動にも取り組んでいます。



市内高校生による
防火書道パフォーマンス



高齢者等への火災予防啓発



火災予防運動防火パレード



女性防火クラブによる
園児への防火防災指導

令和6年度に全国各地で大規模な林野火災が発生したことをうけ、農林漁業従事者やキャンプ場関係者などに対し野焼きやたき火を原因とする火災に関し注意喚起を行いました。貴重な森林資源を守るため継続した林野火災防止対策に取り組めます。

更には、市内で発生した火災の出火原因を詳しく調べ、同様の火災を未然に防ぐための広報にも力を入れています。



林野火災防止対策啓発チラシ



火災の原因調査

火 災 調 査

(1) 出火の状況及び火災による損害額

令和 6 年中の出火件数は 247 件で、前年（246 件）に比べ 1 件増加しています。また、火災による死者は 9 人（前年 14 人）、負傷者は 50 人（前年 39 人）となっています。

損害額は 2 億 2,807 万 2 千円で、前年に比べ 2,428 万 9 千円減少しています。1 万人あたりの出火件数（出火率）は、2.3 件となっています。

表－29 火災の状況

区 分				単位	令和 6 年			令和 5 年		
出火件数	建物火災	ぼ や		件	115	158	247	113	153	246
		部 分 焼			22			15		
		半 焼			6			10		
		全 焼			14			14		
		爆 発			1			1		
	車 両 火 災		23		89	17		93		
	船 舶 火 災		0			0				
	林 野 火 災		1			0				
	そ の 他 の 火 災		65			76				
焼損棟数	ぼ や		棟	140			133			192
	部 分 焼			45			27			
	半 焼			6			13			
	全 焼			26			19			
り災世帯	小 損		世帯	133			100			126
	半 損			4			10			
	全 損			15			16			
り 災 人 員				人	285			254		
焼損面積	建物（床面積）			㎡	2,177			2,372		
	建物（表面積）				587			182		
	林 野			a	29			0		
損害額	建物	建 物		千円	123,549			158,773		
		収 容 物			72,784			84,260		
	車 両		25,931			7,418				
	船 舶		0			0				
	林 野		0			0				
	そ の 他		5,796			1,813				
	爆 発		12			97				
	合 計		228,072			252,361				
死 者				人	9			14		
負 傷 者					50			39		
出 火 率					2.3			2.2		

(2) 主な出火原因

令和 6 年中の出火件数 247 件のうち、こんろと放火（疑い含む）が同数の 35 件で、全火災の出火原因の 14.2% ずつを占めており、出火原因の第 1 位がこんろとなるのは昭和 35 年以来で 64 年ぶりとなっています。

表－30 主な出火原因別の出火件数

（令和 6 年中）

順位	出火原因	件数
1 位	こんろ	35
1 位	放火（疑い含む）	35
3 位	電気機器	24
4 位	電灯・電話等の配線	21
5 位	たばこ	19
6 位	配線器具	16
7 位	ストーブ	9

(3) 火災種別出火件数

出火件数を火災種別にみると、建物火災が 158 件（64.0%）、その他の火災が 65 件（26.3%）、車両火災が 23 件（9.3%）、林野火災が 1 件（0.4%）となっています。

※ その他の火災とは、空地、土手、河川敷等の枯草、ごみ集積所等の火災をいう

表－31 火災種別出火件数と構成比率

区 分	令 和 6 年		令 和 5 年	
	出火件数	割合（％）	出火件数	割合（％）
建 物 火 災	158	64.0	153	62.2
そ の 他 の 火 災	65	26.3	76	30.9
車 両 火 災	23	9.3	17	6.9
林 野 火 災	1	0.4	0	0.0
船 舶 火 災	0	0.0	0	0.0
合 計	247	100.0	246	100.0

(4) 消防署別火災発生状況

消防署別の火災発生状況を前年と比較すると、宮城野は 5 件、泉は 12 件、宮城は 1 件増加しており、青葉、宮城野、泉以外は 10 年平均の件数を下回っています。

表－32 消防署別火災発生状況

区 分	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城	合 計
令 和 6 年	66	49	27	42	45	18	247
割 合（％）	26.7	19.8	10.9	17.0	18.2	7.3	100
令 和 5 年	73	44	35	44	33	17	246
過去 10 年平均	65.2	49.0	32.2	47.0	38.8	18.6	250.8

防火管理・消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

令和7年4月1日現在、政令で定める防火対象物数は41,005件で、そのうち、青葉消防署管内の防火対象物は10,764件(全市の防火対象物の26%)、宮城野消防署9,299件(23%)、若林消防署6,466件(16%)、太白消防署7,114件(17%)、泉消防署5,640件(14%)、宮城消防署1,722件(4%)となっています。

表－33 防火対象物数

(令和7年4月1日現在)

区 分			政令防火 対象物数	青 葉 消 防 署	宮 城 野 消 防 署	若 林 消 防 署	太 白 消 防 署	泉 消 防 署	宮 城 消 防 署
合 計			41,005	10,764	9,299	6,466	7,114	5,640	1,722
(1)	イ	劇 場 等	34	4	15	2	5	7	1
	ロ	公 会 堂 等	287	52	49	39	61	65	21
(2)	イ	キ ャ バ レ ー 等	2	1			1		
	ロ	遊 技 場 等	43	7	14	4	7	8	3
	ハ	性 風 俗 店 等							
	ニ	個室ビデオ店等	13	3	2	2	2	3	1
(3)	イ	待 合 等	2	1			1		
	ロ	飲 食 店	616	164	90	75	120	122	45
(4)	百	貨 店 等	1,259	185	217	212	247	301	97
(5)	イ	旅 館 等	262	75	30	13	98	33	13
	ロ	共 同 住 宅 等	21,252	5,979	4,457	3,031	4,259	2,826	700
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	38	12	14	3	4	5	
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	14	4	3		2	4	1
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	50	10	9	4	9	13	5
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	478	105	61	63	103	108	38
	ロ(1)	老人福祉施設等	408	49	71	43	111	93	41
	ロ(2)	救 護 施 設	3	2			1		
	ロ(3)	乳 児 院	1	1					
	ロ(4)	障害児入所施設	6	1				4	1
	ロ(5)	障害者支援施設	66	9	5	7	8	29	8
	ハ(1)	デイサービスセンター等	119	18	14	16	39	24	8
	ハ(2)	更 生 施 設	2	2					
	ハ(3)	助産施設、保育所等	311	54	66	47	74	50	20
	ハ(4)	児童発達支援センター等	48	14	6	1	14	10	3
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	317	51	36	25	94	80	31
	ニ	幼 稚 園 等	154	30	30	19	27	40	8
(7)	小 中 高 学 校 等		1,018	448	113	64	170	169	54
(8)	図 書 館 等		24	9		3	7	3	2
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	6	2		1		2	1
	ロ	イ 以 外 の も の	3			1	1	1	
(10)	停 車 場 等		43	16	9	8	7	3	
(11)	神 社 等		361	114	52	78	50	39	28
(12)	イ	工 場 等	1,572	60	754	400	113	155	90
	ロ	テレビスタジオ	1	1					
(13)	イ	車 庫 等	1,167	479	248	141	123	141	35
	ロ	格 納 庫	3		1	2			
(14)	倉 庫		2,381	67	1,028	815	135	210	126
(15)	前 各 号 以 外		3,377	747	921	568	483	491	167
(16)	イ	複 合 (特 定)	3,176	1,354	513	399	431	374	105
	ロ	複 合 (非 特 定)	2,044	611	468	373	303	224	65
(17)	文 化 財 等		33	12	3	7	4	3	4
(18)	ア ー ケ ー ド		11	11					

(2) 立入検査

仙台市では、人命の安全と財産の保護を目的に、消防職員が消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定により防火対象物や危険物施設等に立ち入って、防火対象物、危険物施設等の位置、構造、設備及び管理、貯蔵・取扱いの状況について、火災予防上必要な検査や防火指導を行っています。

令和 7 年 4 月 1 日現在の防火対象物及び危険物施設等の数は 48,741 件であり、令和 6 年度に行った立入検査件数は 9,245 件です。（立入検査件数：防火対象物 8,184 件、危険物製造所等 1,061 件）

表－34－1 立入検査実施状況及び防火管理者選任状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分			防火 対 象 物 数	令和 6 年度 立入検査件数	甲 種 防 火 対 象 物 数	乙 種 防 火 対 象 物 数	防火管理者届出対象物数	
合 計			41,005	8,184	9,633	796	甲 種	乙 種
(1)	イ	劇 場 等	34	13	18		18	
	ロ	公 会 堂 等	287	115	224	28	216	26
(2)	イ	キャバレー等	2	1	2		2	
	ロ	遊 技 場 等	43	16	43	2	43	2
	ハ	性 風 俗 店 等						
(3)	ニ	個室ビデオ店等	13	4	10		10	
	イ	待 合 等	2		1		1	
(4)	ロ	飲 食 店	616	298	298	239	264	206
	百	貨 店 等	1,259	566	765	202	715	173
(5)	イ	旅 館 等	262	123	144	2	144	2
	ロ	共 同 住 宅 等	21,252	689	2,823	11	2,536	9
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	38	14	29		29	
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	14	6	13		13	
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	50	20	31		31	
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	478	171	90	5	82	3
	ロ(1)	老人福祉施設等	408	159	371	5	354	5
	ロ(2)	救 護 施 設	3	1	2		2	
	ロ(3)	乳 児 院	1		1		1	
	ロ(4)	障害児入所施設	6	2	5		5	
	ロ(5)	障害者支援施設	66	29	29		27	
	ハ(1)	デイサービスセンター等	119	50	62	3	60	3
	ハ(2)	更 生 施 設	2	1	2		2	
	ハ(3)	助産施設、保育所等	311	186	216	18	205	18
	ハ(4)	児童発達支援センター等	48	20	11	1	11	1
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	317	130	60	10	56	9
	ニ	幼 稚 園 等	154	85	89	2	86	2
(7)	小 中 高 学 校 等		1,018	392	361	8	353	7
(8)	図 書 館 等		24	10	17	2	16	2
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	6	2	6		6	
	ロ	イ 以 外 の も の	3	1	1		1	
(10)	停 車 場 等		43	8	8		8	
(11)	神 社 等		361	120	211	44	188	39
(12)	イ	工 場 等	1,572	547	110	3	108	2
	ロ	テレビスタジオ	1	1				
(13)	イ	車 庫 等	1,167	287	6	1	6	1
	ロ	格 納 庫	3					
(14)	倉 庫		2,381	815	95		86	
(15)	前 各 号 以 外		3,377	1,176	779	46	731	38
(16)	イ	複 合（特定）	3,176	1,409	2,186	147	1,874	128
	ロ	複 合（非特定）	2,044	685	512	16	441	13
(17)	文 化 財 等		33	29	2	1	2	1
(18)	ア ー ケ ー ド		11	3				

表－34－2 危険物・少量危険物・指定可燃物施設数

(令和7年4月1日現在)

区 分	危険物施設等の数
合 計	7,736
危険物製造所等	1,949
少量危険物貯蔵取扱所	5,090
指定可燃物貯蔵取扱所	697

(3) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任して、消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

令和7年4月1日現在において、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は10,429件となっています。

(4) 統括防火・防災管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）や一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているものについては、協議して防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する統括防火管理者を、大規模建築物で管理について権原が分かれているものについては、統括防災管理者を定めることを義務付け、全体についての消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等を行わせることを管理について権原を有する者に対して義務付けています。

令和7年4月1日現在、統括防火・防災管理者を選任しなければならない防火対象物は2,501件となっています。

表－35－1 統括防火管理を必要とする防火対象物数及び全体についての消防計画届出数

(令和7年4月1日現在)

区 分			防火対象物数		統括防火管理者選任届出数		全体についての消防計画届出数	
				高層建築物		高層建築物		高層建築物
合 計			2,427	906	2,195	796	2,184	793
(1)	イ	劇 場 等	2		2		2	
	ロ	公 会 堂 等	6		6		6	
(2)	イ	キャバレー等	1		1		1	
	ロ	遊 技 場 等	3		3		3	
	ハ	性 風 俗 店 等						
	ニ	個室ビデオ店等						
(3)	イ	待 合 等						
	ロ	飲 食 店	67	2	67	2	67	2
(4)	百 貨 店 等		14		14		14	
(5)	イ	旅 館 等	11	2	11	2	11	2
	ロ	共 同 住 宅 等	569	569	505	505	500	500
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院						
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	2	1	2	1	2	1
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	1		1		1	
	ロ(1)	老人福祉施設等	1		1		1	
	ロ(2)	救 護 施 設						
	ロ(3)	乳 児 院						
	ロ(4)	障害児入所施設						
	ロ(5)	障害者支援施設						
	ハ(1)	デイサービスセンター等	3		3		3	
	ハ(2)	更 生 施 設						
	ハ(3)	助産施設、保育所等						
	ハ(4)	児童発達支援センター等						
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	2		2		2	
	ニ	幼 稚 園 等						
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等						
(15)	そ の 他 の 事 業 所 等		109	109	105	74	105	74
(16)	イ	複 合 (特 定)	1,354	164	1,226	156	1,222	158
	ロ	複 合 (非 特 定)	282	59	246	56	244	56

表－35－2 統括防災管理を必要とする防火対象物数及び全体についての防災管理に係る消防計画届出数

(令和7年4月1日現在)

区 分	対象物数	統括防災管理者選任届出数	全体についての消防計画届出数
合 計	74	73	73
11 階以上 10,000 m ² 以上	51	50	50
5 階以上 10 階以下 20,000 m ² 以上	23	23	23
4 階以下 50,000 m ² 以上	0	0	0

(5) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、火災の予防に関する知識を有する者（防火対象物点検資格者）に建物の防火に関する基準の適合状況について点検を行わせ、その結果を報告することを義務付けています。

また、点検の結果が良好な防火対象物には、標識（防火基準点検済証・防火優良認定証）を掲げることができます。

表－36 防火対象物定期点検報告を必要とする防火対象物

（令和7年4月1日現在）

区 分			合 計		青葉消防署		宮城野消防署		若林消防署		太白消防署		泉消防署		宮城消防署	
			収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物
合 計			945	352	360	293	142	26	86	3	154	19	139	7	64	4
(1)	イ	劇場等	19	0	5		3		1		5		4		1	
	ロ	公会堂等	149	1	30	1	29		17		35		27		11	
(2)	イ	キャバレー等	1	0	1											
	ロ	遊技場等	43	0	7		13		5		8		5		5	
	ハ	性風俗店等	0	0												
	ニ	個室ビデオ店等	2	1	2	1										
(3)	イ	待合等	0	0												
	ロ	飲食店	20	63	18	57	1	3			1	1		1		1
(4)	百貨店等		195	34	17	30	30	1	25	2	50		52	1	21	
(5)	イ	旅館等	41	27	17	19	4	3	2		12	4	3		3	1
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	15	6	6	4	2	2	1		2		3		1	
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	0	1								1				
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	14	4	4	2	4		1		3	1		1	2	
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	1	9	1	4		1				3				1
	ロ(1)	老人福祉施設等	12	6	2	2		1	1			2	2	1	7	
	ロ(2)	救護施設	0	0												
	ロ(3)	乳児院	1	0	1											
	ロ(4)	障害児入所施設	1	0											1	
	ロ(5)	障害者支援施設	0	0												
	ハ(1)	デイサービスセンター等	3	0	1								2			
	ハ(2)	更生施設	0	0												
	ハ(3)	助産施設、保育所等	0	1				1								
	ハ(4)	児童発達支援センター等	0	0												
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	0	2						1		1				
	ニ	幼稚園等	10	1	4						1	1	3		2	
(9)	イ	蒸気浴場等	3	2		2			1				2			
(16)	イ	複合（特定）	415	194	244	171	56	14	32		37	5	36	3	10	1

(6) ホテル・旅館等に係る表示制度

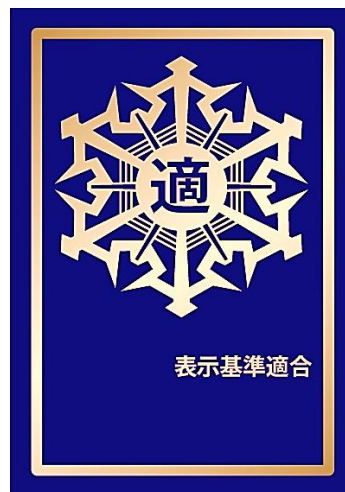
ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な構造等の基準に適合する場合に交付される「表示マーク」を掲げることにより、利用者に建物の情報を提供します。

表－37 ホテル・旅館等に係る防火対象物適合表示制度 表示マーク交付数

(令和7年4月1日現在)

区 分	合 計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉 消 防 署	宮城消防署
合 計	44	28	6	2	4	2	2

表示マーク



表示マークの種類

表示マーク（銀）：消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（銀）が交付されます。（有効期間は1年間）

表示マーク（金）：消防機関による審査の結果、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（金）が交付されます。（有効期間は3年間）

防 災 管 理

防災管理の状況

消防法では、大規模地震の発生等に係る被害の軽減を目的として、平成 21 年 6 月 1 日から大規模・高層の建築物等に防災管理の実施及び自衛消防組織の設置を義務付けています。

表－38 防災管理状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分			防 災 管 理 対 象 物 数	防 災 管 理 者 届 出 対 象 物 数	防災管理に係る 消防計画届出 対 象 物 数	総合防災管理を必要とする防火対象物数	全体についての 防災管理に係る消防計画 届出対象物数	自衛消防組織設置 届出対象物数
合 計			145	144	142	74	73	143
(1)	イ	劇 場 等						
	ロ	公 会 堂 等						
(2)	イ	キャバレー等						
	ロ	遊 技 場 等	1	1	1			1
	ハ	性 風 俗 店 等						
	ニ	個室ビデオ店等						
(3)	イ	待 合 等						
	ロ	飲 食 店						
(4)	百 貨 店 等		2	2	2	1	1	2
(5)	イ	旅 館 等	9	8	8			8
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	3	3	3			3
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	5	5	5	1	1	5
	イ(4)	無床診療所、無床助産所						
	ロ(1)	老人福祉施設等	2	2	2			2
	ロ(2)	救 護 施 設						
	ロ(3)	乳 児 院						
	ロ(4)	障害児入所施設						
	ロ(5)	障害者支援施設						
	ハ(1)	デイサービスセンター等						
	ハ(2)	更 生 施 設						
	ハ(3)	助産施設、保育所等						
	ハ(4)	児童発達支援センター等						
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等						
	ニ	幼 稚 園 等						
(7)	小 中 高 学 校 等		20	20	19			20
(8)	図 書 館 等							
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等						
	ロ	イ 以 外 の も の						
(10)	停 車 場 等							
(11)	神 社 等							
(12)	イ	工 場 等	4	4	4			4
	ロ	テレビスタジオ						
(13)	イ	車 庫 等						
(15)	前 各 号 以 外		34	34	33	18	17	33
(16)	イ	複 合 (特 定)	61	61	61	52	52	61
	ロ	複 合 (非 特 定)	4	4	4	2	2	4
(17)	文 化 財 等							

防火管理講習等

(1) 防火管理及び防災管理に関する講習

令和5年3月までに仙台市内で開催された防火管理・防災管理講習については、仙台市消防局が実施していましたが、令和5年4月以降に仙台市内で開催されている防火管理・防災管理講習は、一般財団法人日本防火・防災協会が実施しています。

(2) 自衛消防業務に関する講習

大規模・高層の建築物等において自衛消防組織の統括管理者となる資格を付与するための講習として、自衛消防業務新規講習を定期的に実施しています。

また、平成26年4月からは、自衛消防業務新規講習を受講された方及び自衛消防組織の業務に関する講習（追加講習）を受講された方を対象に自衛消防業務再講習を実施しています。

表－39 自衛消防業務講習の実施状況

(令和6年度)

	自 衛 消 防 業 務 講 習			
	新 規 講 習	再 講 習		
受講人数	593	435		
回 数	15	11		

消 防 同 意

消防同意の状況

消防同意とは、消防が建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

令和 6 年度における消防同意事務処理状況は 2,618 件で、消防同意を求められたすべての建築物について防火に関する指導を行っています。

表－40 署別消防同意事務処理状況

(令和 6 年度)

区 分	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
計	2,618	737	627	441	507	257	49
新 築	2,499	715	614	387	486	250	47
増 築	87	13	9	50	9	4	2
改 築	1	1					
移 転	1	1					
用途変更	14	6	2	2	1	3	
修 繕	1		1				
模 様 替	2			2			
そ の 他	13	1	1		11		

表－41 用途・申請別消防同意状況

(令和6年度)

区 分			合 計	新 築	増 築	改 築	移 転	用 途 変 更	大規模 修 繕	大規模 模様替	その他
合 計			2,618	2,499	87	1	1	14	1	2	13
(1)	イ	劇 場 等	2	2							
	ロ	公 会 堂 等	11	9	2						
(2)	イ	キャバレー等	0								
	ロ	遊 技 場 等	0								
	ハ	性 風 俗 店 等	0								
	ニ	個室ビデオ店等	0								
(3)	イ	待 合 等	0								
	ロ	飲 食 店	13	13							
(4)	百 貨 店 等		119	115	4						
(5)	イ	旅 館 等	9	9							
	ロ	共 同 住 宅 等	494	493	1						
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	2	2							
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療	0								
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を 除く有床診療所、有床助産所	0								
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	25	22	3						
	ロ(1)	老人福祉施設等	17	15	1			1			
	ロ(2)	救 護 施 設	0								
	ロ(3)	乳 児 院	0								
	ロ(4)	障害児入所施設	0								
	ロ(5)	障害者支援施設	3	3							
	ハ(1)	デイサービスセンター等	2	1				1			
	ハ(2)	更 生 施 設	0								
	ハ(3)	助産施設、保育所等	25	22	3						
	ハ(4)	児童発達支援センター等	0								
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	2	2							
	ニ	幼 稚 園 等	2	2							
(7)	小 中 高 学 校 等		72	44	27						1
(8)	図 書 館 等		0								
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	1	1							
	ロ	イ以外のもの	0								
(10)	停 車 場 等		7	6		1					
(11)	神 社 等		10	3	7						
(12)	イ	工 場 等	33	28	4			1			
	ロ	テレビスタジオ	0								
(13)	イ	車 庫 等	77	77							
	ロ	格 納 庫	0								
(14)	倉 庫		241	233	5				1	2	
(15)	前 各 号 以 外		529	502	21		1				5
(16)	イ	複 合(特 定)	67	49	8			10			
	ロ	複 合(非特定)	46	44	1			1			
(16の2)	地 下 街		0								
(16の3)	準 地 下 街		0								
(17)	文 化 財 等		0								
(18)	ア ー ケ ー ド		0								
専 用 住 宅			761	761							
併 用 住 宅			4	4							
危 険 物 製 造 所 等 ※			3	3							
そ の 他			41	34							7

※ 全体が危険物製造所等に該当する防火対象物はこの欄に計上

危険物規制

(1) 危険物施設

令和7年4月1日現在、危険物製造所等の総数は1,949施設で、前年同期（1,971施設）に比べて22施設（約1.1%）減少しました。施設別にみると、地下タンク貯蔵所が507施設（全体の約26%）と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所の371施設（全体の約19%）、給油取扱所の318施設（全体の約16%）、屋内貯蔵所の262施設（全体の約13%）の順となっています。

表－42 危険物施設数

（令和7年4月1日現在）

区分	合計	製造所	貯蔵所							取扱所			
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
合計	1,949	8	262	161	80	507	6	371	12	318	3	219	2
青葉	277		32		44	124		8		28	3	38	
宮城野	745	6	124	118	7	97		193	8	114		76	2
若林	250		57	13	6	55	1	44	3	45		26	
太白	237		10	4	13	94	2	36		50		28	
泉	273		21	5	6	85	2	64	1	57		32	
宮城	167	2	18	21	4	52	1	26		24		19	

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

石油コンビナート等特別防災区域は大量の石油や高圧ガスが集積され、区域一体として防災体制を確立することが緊要であると認められる区域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき指定され、本市においては宮城野区港地区が特別防災区域に指定されています。

また、直径34メートル以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所に対し、大容量泡放射システムの配備が義務付けられていることから、本市の特別防災区域では、青森県、秋田県の特定事業所と第二地区（東北）広域共同防災組織を結成しています。

なお、大容量泡放射システムは、秋田県男鹿市にある秋田国家石油備蓄基地内に配備されています。

表－43 石油コンビナート等特別防災区域（仙台地域）の現況（令和7年4月1日現在）

概要		防災資機材等	
面積	4.6 km ²	大型化学高所放水車	2台
特定事業所数		泡原液搬送車	2台
（共同防災組織加盟事業所数）		甲種普通化学車	3台
第1種	2事業所	放水砲・放水銃	14基
第2種	4事業所	耐熱服	9着
その他の事業所	6事業所	酸素・空気呼吸器	25個
石油貯蔵・取扱量	2,941 千kl	泡消火剤	143 kl
高圧ガス処理量	92,937 千Nm ³	オイルフェンス	5,420m
上記以外の可燃性ガス処理量	190,400 千Nm ³	オイルフェンス展張船	1隻
共同防災組織	1組織	油回収装置	1式
自衛防災組織	6組織	消防艇	2隻
防災要員	254人		

表－44 大容量泡放射システムの配備状況

(令和7年4月1日現在)

項 目	数 量	要 目	備付け場所
大 容 量 泡 放 水 砲	2 台	放水能力 15,200～40,000 ℓ /min・台	秋田国家石油備蓄基地
ポ ン プ	3 台	水中ポンプ一体型 最大吐出量 20,000 ℓ /min・台	秋田国家石油備蓄基地
混 合 装 置	2 式	直接混合方式 混合範囲 1.0%～2.0%	秋田国家石油備蓄基地
送水ホース及び結合金具	1 式	12B ホース 6,460m リール方式による展張・回収車	秋田国家石油備蓄基地
大容量泡放水砲用泡消火薬剤	108,000 ℓ	粘性付与水成膜泡消火薬剤	秋田国家石油備蓄基地

火 薬 類 取 締

(1) 火薬類施設

令和7年4月1日現在、火薬類製造所等の総数は57施設となっています。施設別にみると、製造所1施設、火薬庫21施設、販売所11施設、火薬庫外貯蔵所24施設となっています。

表－45 火薬類製造所等施設数

(令和7年4月1日現在)

区 分	計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉 消 防 署	宮城消防署
計	57	12	8	8	5	2	22
製 造 所	1						1
火 薬 庫	爆 薬 庫	4			2		2
	火 工 品 庫	3			1		2
	実 包 庫	1					1
	煙 火 庫	12					12
	がん具煙火庫	1					1
販 売 所	11	4	1	5			1
火薬庫外貯蔵所	24	8	7	3	2	2	2

(2) 立入検査

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に、消防職員が火薬類取締法第43条の規定により施設や消費場所に立ち入って、検査を行います。

表－46 立入検査等実施状況

(令和6年度)

項 目	立 入 検 査 (施 設)	立 入 検 査 (消 費)	保 安 検 査 (施 設)	煙火打揚場所等 現 地 調 査	合 計
件 数	43	11	22	17	93

高 圧 ガ ス 規 制

(1) 高圧ガス事業所

令和 7 年 4 月 1 日現在, 高圧ガス保安法に基づく事業所数は 1,430 事業所, 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事業所数は 155 事業所であり, 仙台市内における事業所の総数は 1,585 事業所となっています。

(2) 立入検査

高圧ガス等による災害の発生を防止し, 公共の安全を維持することを目的に, 消防職員が高圧ガス保安法第 62 条, 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条及びガス事業法第 172 条の規定により事業所等に立ち入って, 検査を行っています。

表-47 高圧ガス法関係事業所数

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

事 業 所 区 分			事業所数
製 造 事 業 所	第一種	一 般 則	30
		冷 凍 則	25
		液 石 則	12
		コ ン ビ 則	0
		計	67
	第二種	一 般 則	132
		冷 凍 則	414
		液 石 則	1
	計	547	
小 計		614	
販 売	事 業 所	625	
貯 蔵 所	第一種	一 般 則	27
		液 石 則	4
		計	31
	第二種	一 般 則	109
		液 石 則	0
		計	109
小 計		140	
特定消費事業所	一 般 則		29
	液 石 則		3
	小 計		32
容 器 検 査 所		19	
合 計			1,430

表-49 高圧ガス法関係立入検査数

(令和 6 年度)

事 業 所 区 分			立入検査数
製 造 事 業 所	第一種	一 般 則	16
		冷 凍 則	14
		液 石 則	1
		コ ン ビ 則	0
	第二種	計	31
		一 般 則	49
		冷 凍 則	116
		液 石 則	0
		計	165
小 計		196	
販 売 事 業 所		90	
貯 蔵 所	第一種	一 般 則	10
		液 石 則	1
		計	11
	第二種	一 般 則	41
		液 石 則	0
		計	41
	小 計		52
特定消費事業所	一 般 則	8	
	液 石 則	0	
	小 計	8	
容 器 検 査 所			10
合 計			356

表-48 液石ガス法関係事業所数

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業	69
保安機関	65
特定供給設備・貯蔵施設	9
充てん設備	12
合計	155

表-50 液石ガス法関係立入検査数

(令和 6 年度)

事業所区分	立入検査数
液化石油ガス販売事業	23
保安機関	21
特定供給設備・貯蔵施設	1
充てん設備	4
液化石油ガス設備工事関係	0
特定液化石油ガス設備工事事業関係	38
合計	87

表-51 ガス事業法関係立入検査数

(令和 6 年度)

事業所区分	立入検査数
ガス事業法	14
合計	14

民間防火組織等の活動

(1) 家庭を中心とした自主防災活動

住宅防火対策の一翼を担う仙台市女性防火クラブ連絡協議会は、6つの地区（青葉、宮城野、若林、太白、泉、宮城）で構成され、それぞれの地域において、火災予防意識の啓発や応急手当に関する研修会など様々な活動を行っています。

令和7年4月1日現在、423クラブが活動を行っています。

(2) 少年・少女を中心とした自主防災活動

少年消防クラブは、おおむね10歳～15歳の少年少女により地域や学校を単位に結成されるもので、防火防災に関する知識を身につけるため、消防署の訪問や防災教室に参加するほか、地域に防火標語板を設置するなど様々な活動を行っています。

幼年消防クラブは、未就学児により幼稚園や保育園を単位に結成されるもので、火遊び等による火災発生への減少や防火防災意識の素地を養成することを目的に、防火パトロールや防災ダックなど様々な活動を行っています。

表－52 民間防火組織等の結成状況

(令和7年4月1日現在)

名 称		合 計	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
女性防火クラブ	支 部 数	35	4	6	10	7	5	3
	ク ラ ブ 数	423	43	76	121	117	30	36
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	12	2	5	0	2	1	2
	ク ラ ブ 員 数	1,266	50	297	0	666	10	243
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	46	7	7	7	11	10	4
	ク ラ ブ 員 数	3,227	839	431	348	603	620	386

表－53 民間防火組織等の活動状況

(令和6年度)

区 分	実 施 回 数	参 加 団 体	参 加 人 員	活 動 (訓 練) 項 目 回 数										学 校 と 連 携	津 波 避 難
				通 報 訓 練	消 火 訓 練	避 難 訓 練	救 急 救 護 訓 練	給 食 給 水 訓 練	座 談 会 ・ 研 修 会	映 写 会	取 扱 訓 練	コ ミ セ ン 資 機 材	そ の 他		
合 計	335	942	7,550	12	19	13	23	5	103	14	2	249	0	0	0
女性防火クラブ	301	882	5,218	4	7	1	20	4	103	9	2	216	0	0	0
少年消防クラブ	9	21	321	0	3	1	3	1	0	1	0	9	0	0	0
幼年消防クラブ	25	39	2,011	8	9	11	0	0	0	4	0	24	0	0	0

消 防 団

消防団は、長い歴史と伝統を持ち地域住民により育まれてきた組織で、市町村の消防機関として設置されています。火災、水害等の災害が発生したときには、消防職員と協力して消火活動、水防活動等を行うとともに、火災予防のための活動も行っています。

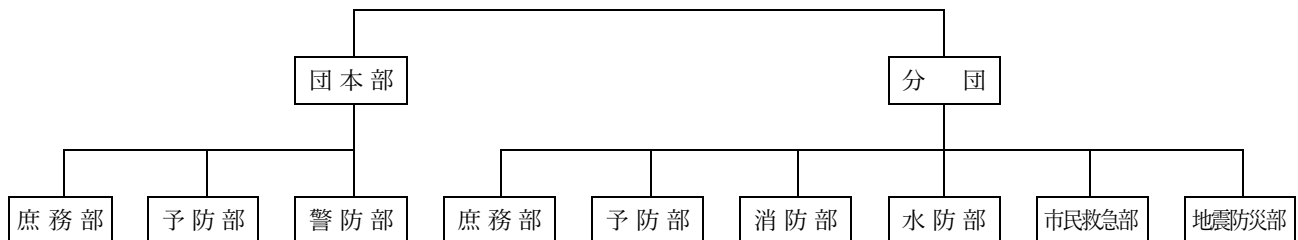
消防団を構成する消防団員の多くは、家業や会社勤めの傍ら活動を行い、地域の安全を守っています。

(1) 消防団の組織

仙台市の消防団は、昭和 23 年の消防組織法の制定により本市の消防機関として位置づけられ、7 つの消防団で構成されています。

図－8 消防団組織図

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



(2) 消防団員の定員・現員

令和 7 年 4 月 1 日現在の消防団員数は 1,790 人（うち女性団員 145 人）であり、定員 2,344 人に対する充足率は 76.4%となっています。

表－54－1 消防団員の階級別定員・現員

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	青 葉 消防団		宮 城 野 消防団		若 林 消防団		太 白 消防団		泉 消防団		宮 城 消防団		秋 保 消防団		合 計	
	定員	現 員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現 員
団 長	1	1 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7 (1)
副 団 長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	13	13
分 団 長	11	11 (1)	8	8	6	6	9	9 (1)	15	15 (1)	9	9	6	6	64	64 (3)
副分団長	11	9 (1)	11	11	8	8 (1)	10	10	15	15 (1)	9	9	6	6	70	68 (3)
部 長	63	51 (5)	65	60	54	51 (2)	62	58 (1)	87	84 (6)	59	57 (1)	33	31 (1)	423	392 (16)
班 長	62	50 (8)	82	72 (6)	74	65 (2)	82	77 (3)	86	77 (4)	100	74 (1)	34	28 (5)	520	443 (29)
団 員	110	66 (9)	205	159 (14)	205	142 (11)	264	171 (21)	224	138 (18)	175	103 (14)	64	24 (6)	1,247	803 (93)
計	260	190 (25)	374	313 (20)	350	275 (16)	430	328 (26)	430	332 (30)	355	255 (16)	145	97 (12)	2,344	1,790 (145)

※ () 内は女性消防団員

(3) 消防団員の活動

消防団員は、火災、水害及び震災等の災害時の活動を始め、平常時には自主防災組織等と協力した防火活動や、夏祭り・どんと祭等恒例行事での火災の警戒を行うなど、地域に根ざした消防団活動を行っています。

令和6年度の消防団員の災害、警戒及び訓練等への出場回数 5,665 回、出場延人員は 31,187 人となっています。

令和6年度は、消防団特別点検のほか、各分団等で個別に訓練を実施し、災害対応能力の維持向上に努めています。

表－54－2 消防団別出場回数及び出場人員

(令和6年度)

出場区分	青葉消防団	宮城野消防団	若林消防団	太白消防団	泉消防団	宮城消防団	秋保消防団	合計
災害(回)	56	49	38	45	26	16	1	231
警戒(回)	396	285	220	289	82	268	152	1,692
訓練(回)	895	576	412	530	521	632	176	3,742
計	1,347	910	670	864	629	916	329	5,665
災害(人)	213	275	273	352	193	240	14	1,560
警戒(人)	1,225	1,237	1,057	1,861	740	1,134	483	7,737
訓練(人)	1,999	4,002	3,354	3,730	4,121	3,312	1,372	21,890
計	3,437	5,514	4,684	5,943	5,054	4,686	1,869	31,187



せんだいTube「現代の火消しの心意気」

二次元コード(右)



消防出初式



消防団車両

危機管理・防災

本市は、都市型地震災害と評された昭和 53 年の宮城県沖地震の経験から、「防災都市宣言」を行い、災害に強い安全な都市づくりに努めてきました。また、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災によって、都市型地震災害の恐ろしさをさらに痛感することとなり、より安全性の高い都市づくりを推進していくことの大切さを再認識させられ、平成 9 年に仙台市防災都市づくり基本計画を策定、平成 13 年には地震被害想定調査を実施して、切迫する宮城県沖地震に重点的に取り組むべき対策を取りまとめ、各事業を展開してきました。

しかしながら、平成 23 年に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策や都市づくりの想定をはるかに超え、完全な防災の限界と減災の視点の重要性が再認識させられました。この震災の対応については、仙台市震災復興計画に基づき、地域防災計画の見直しや、津波に対する備えなど数々の対策が必要となったところです。

市全体の組織体制については、平成 19 年度に新たに危機管理を所管する副市長を置くとともに、危機管理監が局長級として独立、平成 26 年度には災害対策基本法に規定された事案を担当していた消防局の防災部門と、国民保護計画の策定やテロ、新型インフルエンザ等の危機事象を担当していた総務企画局の危機管理部門を統合して、市長直轄の危機管理室（部相当）を新設し、3 つの課で危機管理・防災業務の総合調整を行うこととしました。さらに令和 3 年度からは、市民生活に幅広く影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大や、近年の台風・豪雨による河川の氾濫や土砂災害といった大規模な自然災害の頻発化等を踏まえ、危機事案に対する対応力をさらに強化するため、危機管理室（部相当）を危機管理局（危機管理部、防災・減災部）としました。

防災都市宣言

1978 年宮城県沖地震は、市民生活にかつてない打撃を与え、本市のみならず全国の都市に重大な警鐘を鳴らした。

本市はすでに、全国に先がけて健康都市を宣言し、清く明るく住みよい都市づくりに全力を傾注してきたが、さらに今回の災害を貴重な教訓として都市防災をこれからの健康都市建設の基調に据え、災害に強く一層安全な都市仙台をめざすことを決意した。

よって、ここに 6 月 12 日を「市民防災の日」と定め、全市民とともに仙台市を防災都市とすることを宣言する。

昭和 54 年 6 月 12 日

仙台市長

(1) 防災計画

仙台市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、仙台市の地域における地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、仙台市防災会議が策定しているものです。

仙台市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における課題等を踏まえ、平成25年3月に「共通編」及び「地震・津波災害対策編」を全面修正し、平成25年度には「風水害等災害対策編」の見直しと、「原子力災害対策編」の策定を実施しました（平成26年4月1日施行）。

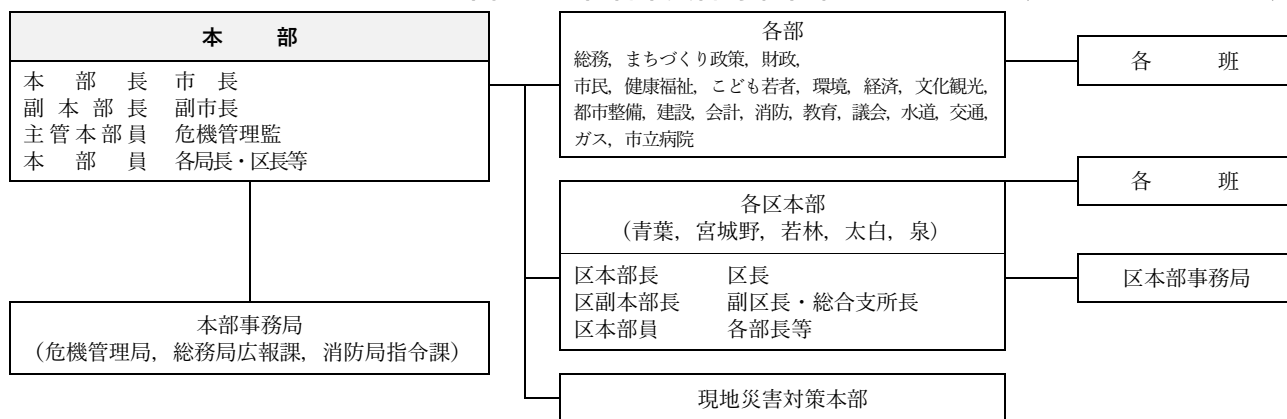
令和6年度は中小河川における避難情報の発令基準・避難所開設基準の見直し、また、近年の法改正などを踏まえ、避難行動要支援者の支援を推進するため、各種制度に関する見直しに加え、避難生活環境を改善するため備蓄品等に関する見直しなどを行いました。本計画については、当該法の規定に基づき、毎年検討を加えるほか、国の防災基本計画や県の地域防災計画の改正を踏まえ、必要な修正を行っています。

(2) 危機対応組織

仙台市では、災害対策基本法に定める自然災害・大規模事故等が発生した場合や発生するおそれのある場合等には、災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、対応することとしています。

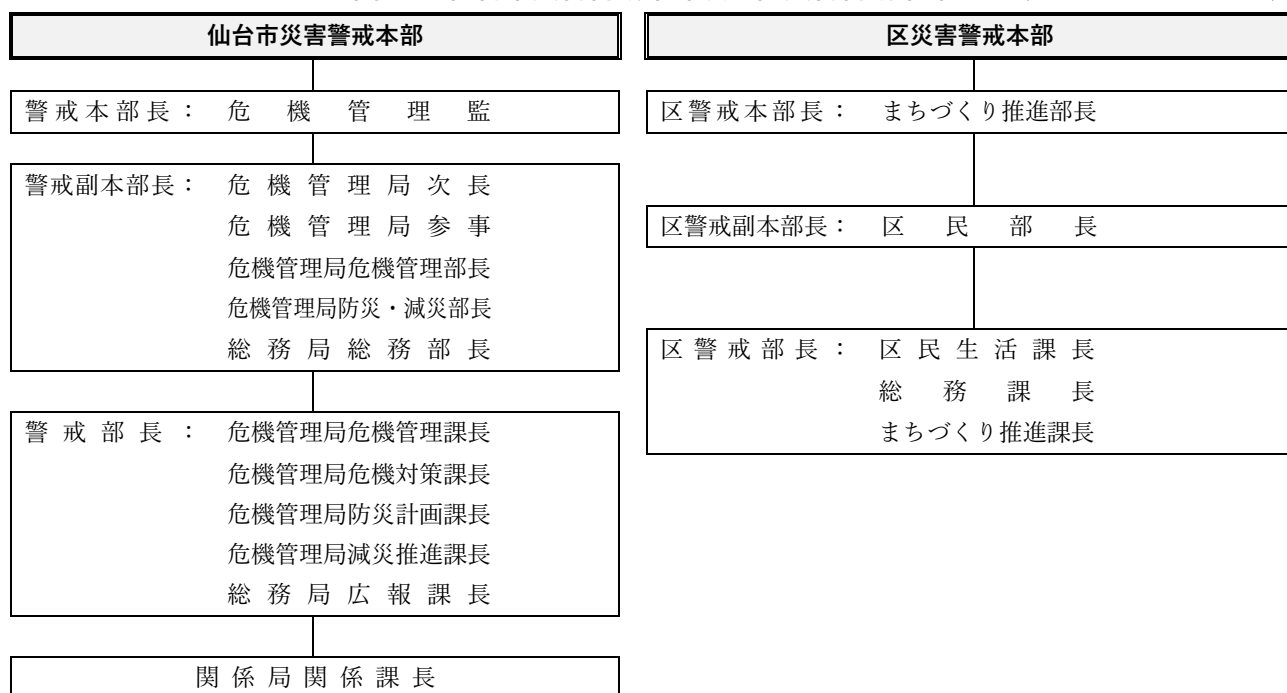
図－9 仙台市災害対策本部

(令和7年4月1日現在)



図－10 仙台市災害警戒本部及び区災害警戒本部

(令和7年4月1日現在)



(3) 防災行政用無線

防災行政用無線は、災害対策に係る円滑な通信の確保を図ることを目的に設置し、固定系、全市移動系及びIP系で構成されています。

IP系は、携帯電話のデータ通信回線を利用し通信する無線システムで、携帯電話のエリア内であれば全国どこでも屋内や地下でも通信可能（アンテナ設置不要）、無線免許不要等の特徴があり、従来の音声通信に加え、画像や位置情報の共有等を可能とし、大規模災害発生時等における本市の災害対応能力を向上させることを目的として配備しています。

また、沿岸部に住む市民等に津波情報、避難情報及び国民保護情報を伝達する、仙台市津波情報伝達システム（固定系）を設置しているほか、災害時等に行政機関や防災関係機関が相互に通信可能な防災相互通信機能を備えた全市移動系の無線を整備しています。

表－55 防災行政用無線の保有状況

（令和7年4月1日現在）

全市移動系

基地局	1局（5W）	青葉区役所
陸上移動局	20局（5W）	携帯型

固定系（仙台市津波情報伝達システム）

固定局	区分	10W	5W	3W	1W	0.5W	0.1W	合計
	親局	1						1
	子局		25	21	30	15		91
	合計	1	25	21	30	15	0	92

IP系

陸上移動局	926局（携帯型）
-------	-----------

(4) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

コミュニティ防災センターは、市民センター又はコミュニティ・センターに防災資機材倉庫を併設した地域の防災・減災活動の拠点となる施設であり、1小学校区に1箇所程度設置しています。コミュニティ防災センターがない小学校区については、市民センター等の新築、大規模改修に併せて整備を進めますが、それまでの間は敷地内等に簡易型防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の自主防災活動に必要な各種防災資機材の備蓄を行っています。

(5) 避難所・避難場所の整備

地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、または災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定しています。

【緊急的に活用する避難所・避難場所】（指定緊急避難場所）

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

【当面の避難生活を行う避難所】（指定避難所）

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1箇所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。

指 定 避 難 所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。
津 波 避 難 施 設 津 波 避 難 場 所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。
広 域 避 難 場 所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。
地 域 避 難 場 所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、必要に応じて指定しています。

【その他の補完的避難施設】

補 助 避 難 所	地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域、市と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用します。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行っています。
地 区 避 難 施 設 (がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設及び場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。
県 有 施 設	県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請することとしています。地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。
指 定 福 祉 避 難 所	指定避難所で生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者について、あらかじめ特定した受入対象者が避難する施設として、指定避難所とは別に、一定の基準に適合した社会福祉施設等を、施設の同意の下指定します。日頃から利用している施設への直接避難を可能とし、特定した受入対象者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示します。
協 定 福 祉 避 難 所	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の要配慮者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等との協定の締結を推進します。

表－56 各区の避難所・避難場所の概要

(令和7年4月1日現在)

指定避難所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	50	247,000	55,873
宮 城 野 区	33	143,500	37,011
若 林 区	20	78,100	22,331
太 白 区	44	193,100	45,419
泉 区	47	295,100	49,273
計	194	956,800	209,907

地域避難場所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	19	154,100	－
宮 城 野 区	9	82,600	－
若 林 区	11	73,500	－
太 白 区	7	67,700	－
泉 区	8	90,600	－
計	54	468,500	－

広域避難場所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	2	68,000	－
宮 城 野 区	2	93,000	－
若 林 区	1	42,000	－
太 白 区	2	31,000	－
泉 区	1	24,000	－
計	8	258,000	－

(6) 災害救助物資の備蓄

・指定避難所等への備蓄

指定避難所や補助避難所となり得る市民センター、コミュニティ・センター等に、発災直後に必要となる食料（クラッカー、ようかん、アルファ米、アルファ粥）、飲料水、毛布、簡易組立トイレ等を備蓄し、区役所、総合支所に、粉ミルクや哺乳瓶等、避難所からの要請に応じて配送が必要となる物資を備蓄しています。

・流通在庫備蓄

衛生用品（子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、おしりふき、トイレットペーパー、軽失禁パッド）については、企業の流通ルートの中で管理し、必要量を確保する流通在庫備蓄方式により、民間企業倉庫に備蓄しています。

(7) 津波避難施設の整備

東日本大震災の津波により被害を受けた東部地域の再生のため、平成 24 年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき、東部地域の 13 箇所に津波避難施設（タワー型 6 箇所、ビル型 5 箇所、津波避難屋外階段 2 箇所）を整備しました。

(8) 水防計画の作成

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、仙台市域の河川等に係る水害を警戒し、防御し、その被害を軽減するため水防上必要な事項を定めています。

表－57 主な水防実施機関とその任務

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

水防管理者（市長）	
担当局区等	任 務
危機管理局	各局各区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営
消 防 局	各課の連絡調整、職員の動員、消防団の庶務
	消防車両及び資機材の整備、消防車等の燃料等の調達
	災害の記録、被害状況の集約、他課の支援
	防御活動の指揮及び部隊運用、隊員及び資機材の輸送・配分、被害状況図及び警防活動図の作成、災害活動、救助及び警戒の総合調整、資材の調達、収用
	救急に関する医療機関との相互連絡及び救急活動
	消防隊等の指令管制、指揮命令の伝達、災害情報の収集伝達
	被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用の支援
	警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害状況等の収集伝達
経 済 局	用排水施設に関すること
建 設 局	排水施設の管理及び操作
	一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること
区 役 所	災害情報の収集伝達、区災害対策本部の設置運営
各局 （避難所担当課）	避難所開設・運営

表－58 指定水防区域

(令和7年4月1日現在)

区 分	重 要 水 防 箇 所
重要水防区域	名取川43箇所、広瀬川20箇所、七北田川6箇所、梅田川6箇所、北貞山運河1箇所
重要水防特定区間	名取川1区間、広瀬川1区間
準重要水防区域	高野川、井土浦川、貞山運河、二郷堀、要害川、広瀬川の一部

(9) 地域の自主防災活動

安全安心なまちづくりを実現するためには、行政が防災体制を整備するだけでは不十分であり、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければなりません。

令和7年4月1日現在、自主防災組織を結成している町内会等は1,358で、各種防災活動を行っています。

(10) 仙台市地域防災リーダー

自主防災組織の活動を活性化させ、地域防災力の強化を図るために、自主防災活動の中心的な役割を担う仙台市地域防災リーダーの養成講習会を行っています。

発足から令和7年4月1日までに、仙台市地域防災リーダーを1,349人養成しました。

表－59 自主防災組織の結成状況

(令和7年4月1日現在)

合 計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
1,358	428	208	169	269	206	78

表－60 自主防災組織等の活動状況

(令和6年度)

区 分	実 施 回 数	参 加 団 体	参 加 人 員	活 動 （ 訓 練 ） 項 目 回 数											
				通 報 訓 練	消 火 訓 練	避 難 訓 練	救 急 救 護 訓 練	給 食 給 水 訓 練	座 談 会 ・ 研 修 会	映 写 会	取 扱 訓 練	コ ミ セ ン 資 機 材	そ の 他	学 校 と 連 携	津 波 避 難
自主防災組織等	174	358	19,019	41	107	65	88	63	41	22	6	79	7	0	

消防相互応援協定等

(1) 消防相互応援協定等の締結状況

消防組織法では、市町村長は、必要に応じて、大規模な災害や特殊な災害などに適切に対応できるよう、消防の相互応援に関して協定を締結できることを規定しています。

現在、仙台市では、隣接する市町村等と消防相互応援協定を締結しているほか、高速道路における消防相互応援協定や回転翼航空機（ヘリコプター）の応援協定などを締結しています。

表－61 消防相互応援協定等

(令和7年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
隣 接 市 町 村 等	消防相互応援協定書	S48.4.1	仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、利府町、塩釜地区消防事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定書	S63.3.1	仙台市、黒川地域行政事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定実施細目	H15.5.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、名取市消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、山形市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、尾花沢市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、天童市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、東根市	大規模特殊な災害に相互に応援する
県 内 広 域	宮城県広域消防相互応援協定書	H31.4.1	仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	地震風水害、山林地域での林野火災・大災害、高層建築物の火災等大規模災害が発生した場合に相互に応援する
行 政 区 域 境 界	市域境界線上に存する消防対象物の取扱いに関する協定	S57.4.1	仙台市、塩釜地区消防事務組合	行政区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いについて定める協定
	仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書	H10.4.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書
	大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書	H30.3.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書

表－62 高速自動車道路等応援協定等

(令和7年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
東北自動車道	東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	S63.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	協定市等の行政区のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
	東北自動車道宮城県消防相互応援協定に基づく実施細目	S63.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 栗原市消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 黒川地域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
	東北自動車道における消防業務に関する覚書	R5.3.25	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道における消防業務に関する覚書
	東北自動車道（仙台南 IC から古川 IC までの間）における救急業務に関する覚書	S63.3.1	仙台市, 黒川地域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道（仙台南 IC から古川 IC までの間）における救急業務に関する覚書
	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務に関する覚書	R5.3.25	仙台市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務の実施に関する覚書
三陸自動車道	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書	H28.3.27	塩釜地区消防事務組合, 仙台市, 東日本高速道路(株)東北支社	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書
	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する協定書	H28.3.27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等について定める協定
仙台東部道路・仙台南部道路	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する相互応援について定める協定
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定に基づく実施細目	H25.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
仙台北部道路	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書	H25.12.22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助等に関する覚書
	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する協定書	H25.12.22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助等について定める協定

表－63 航空消防応援に関する応援協定等

(令和7年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
宮城県広域航空消防応援協定書	H31.4.1	宮城県、仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	宮城県の所有する防災ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
宮城県内航空消防応援協定書	H31.4.1	仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	仙台市の所有する消防ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
回転翼航空機の運航についての覚書	H5.4.1	宮城県、仙台市	宮城県・仙台市の所有するヘリコプターの運航に関する覚書
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書	H16.4.1	宮城県、仙台市、名取市、岩沼市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について定める協定
東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（同覚書）	H8.1.22	仙台市、東京消防庁	回転翼航空機及び乗務員の応援に関し必要な事項を定める協定
ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書	H5.10.1	仙台市、宮城県	仙台市の所有するヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供について定める協定
ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定書	H17.6.16	宮城県警察本部、仙台市	宮城県警察本部及び仙台市の各々が保有するヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による相互の情報提供について定める協定

表－63 その他の応援協定等

(令和7年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
大規模特殊災害発生時等における協力	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H8.10.15	仙台市，フタバタクシー	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H10.9.1	仙台市，仙台メモリアルサービス	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における災害活動への支援に関する協定	H21.3.18	仙台市，宮城県解体工事業協同組合	大規模災害時における人的支援，物的支援及び技術的支援等の協力体制について定める協定
	大規模災害時における酸素ガス等の供給協力に関する協定	H24.10.29	仙台市消防局，一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部	地震等の大規模災害時における円滑な消防活動体制の確保を目的とした酸素ガス等の供給協力について定める協定
	MCA無線の相互通信に係る協定	H30.1.30	宮城県，宮城県医師会，仙台市消防局，仙台市健康福祉局	MCA 無線利用による相互通信について定める協定
	緊急消防援助隊派遣時における食料物資の供給協力に関する覚書 （H30.12.10 締結「仙台市とみやぎ生活協同組合との『安心して暮らせる地域づくり』に向けての包括協定」締結後は，同協定の実施細目の位置付け）	H29.12.1	仙台市消防局，みやぎ生活協同組合	緊急消防援助隊応援派遣時における食料物資の調達協力についての覚書
	※ イオン株式会社からの緊急消防援助隊応援時の食料物資の供給については，「仙台市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定」（H24.10.31 締結（仙台市・イオン株式会社））により協力を得ることとしている。			
現場活動の連携	災害救助犬の出動に関する協定（同実施細目）	H10.9.1	仙台市消防局，(社)ジャパンケネルクラブ	市内の災害現場における人命検索にかかる災害救助犬の出動要請について定める協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.8	仙台市消防局，東北大学病院	地域を限定して発生し，原因が特定できる災害において，消防と医師等が連携し，多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.13	仙台市消防局，仙台医療センター	地域を限定して発生し，原因が特定できる災害において，消防と医師等が連携し，多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H25.4.1	仙台市消防局，東北医科薬科大学病院	地域を限定して発生し，原因が特定できる災害において，消防と医師等が連携し，多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
海域の活動	宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	S46.9.1	宮城海上保安部，仙台市消防局	仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域における消火活動等について定める協定

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
鉄 道 災 害 発 生 時 の 連 携	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.12.25	東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 東日本旅客鉄道(株)水戸支社, 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 日本貨物鉄道(株), 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株), 仙台臨海鉄道(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, 岩沼市消防本部, 登米市消防本部, 栗原市消防本部, 石巻地区広域行政事務組合消防本部, 塩釜地区消防事務組合消防本部, 亶理地区行政事務組合消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との, より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保について定める協定
霞 目 飛 行 場	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整等に関する覚書	S54.4.1	仙台市消防局, 陸上自衛隊霞目駐屯地	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生に際し, 連絡調整を実施し円滑な消火・救難活動をするための覚書
仙 台 国 際 空 港	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	R 3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市, 名取市, 岩沼市, 亶理地区行政事務組合	仙台空港及びその周辺における消火救難活動について定める協定
	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書	R 3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, あぶくま消防本部	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の円滑な実施に関し, 必要な事項についての覚書
官 学 連 携	地域消防力の向上等に関する協定書	H30.7.12	仙台市, 東北福祉大学	官学連携による消防防災力の向上や人材育成を図り, 多岐に渡る消防行政の持続的な発展につなげる協定